

# 官報号外

平成二年六月二十二日

## ○第一百十八回 参議院会議録第十八号

平成二年六月二十二日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

平成二年六月二十二日

午前十時一分開議

○議事日程 第十八号

官に対し水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成五年九月三十日までの三ヵ年延長するとともに、認定の申請をすることができる者の範囲を、昭和五十七年八月三十一日以前に申請をした者で未だ処分を受けていないものまで拡大しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

本法施行に要する経費は、平年度約七百万円の見込みである。

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講すべきである。

一、水俣病患者の早期救済が緊急の課題であることにかんがみ、救済すべきは速やかに救済するよう努めること。

二、認定業務に当たつては、法の救済の精神を尊重して、申請者との信頼回復に努めるとともに、昭和五十一年十一月の熊本地裁の確定判決の趣旨を踏まえ、不作為違法状態を速やかに解消すること。

三、水俣病の判断条件については、国際機関等における科学的知見の集積を踏まえ、一層の検討を行うとともに、水俣病患者が一人でも見落とされることのないよう、全員が正しく教わられるような精神にのって認定審査を行うこと。

四、水俣病問題の重要性にかんがみ、住民の健康の状態、水質の汚濁の状態等について、速やかに総合的な調査を実施するとともに、地域の実情に応じ、健康被害の予防を目的としたサービスシステム体制を確立する等の適切な水俣病対策を講ずること。

五、臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官提出、衆議院送付

第一〇 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 地方公債法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 地方公債金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 老人福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 優生保護法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一七 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一八 郵便貯金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一九 郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二〇 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月七日

参議院議長 土屋 義彦殿

衆議院議長 横内 義雄

右決議する。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

&lt;

平成二年六月二十二日 参議院会議録第十八号 不正競争防止法の一部を改正する法律案

置法の実効性、IPCS報告書と環境庁の対応

いわゆる重松委員会による検討結果の公開等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して脊脱委員より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して、水俣病患者の早期救済等を内容とする附帯決議が全会一致をもって付されました。

以上  
御報告いたします。  
（括弧）

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしま  
す。

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます、  
よって、本案は可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第二 不正競争防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長倉田寛之君。

不正競争防止法の一部を改正する法律案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。  
よって要領書を添えて報告する。

参議院議長　土屋 義彦殿

商工委員長　倉田 寛之

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、技術革新の進展、経済社会の情勢の変化等を反映した営業秘密の重要性の増大に対応し、また、知的財産分野における国際的な制度調和の要請に応え、営業秘密についてその効果的な保護を図るため、営業秘密を窃取、詐取等の不正な手段により取得、使用、開示する行為、不正な利益を図る目的又は保有者に損害を加える目的で営業秘密を使用、開示する行為等の不正な競争行為に對して、営業秘密の保有者等が差止めを請求すること等を認めるものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

不正競争防止法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十四日

衆議院議長　櫻内 義雄

参議院議長　土屋 義彦殿

不正競争防止法の一部を改正する法律案

不正競争防止法（昭和九年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の二項を加える

秘密トシテ管理セラルル生産方法、販売方法其ノ他ノ事業活動ニ有用ナル技術上又ハ營業上ノ情報ニシテ公然知ラレザルモノ（以下營業秘密

ト称ス)ヲ保有スル事業者(以下保有者ト称ス)  
ハ左ノ各号ノニ該当スル行為(以下營業秘密

ニ係ル不正行為ト称ス)ヲ為シ又ハ為サンツス  
ル者アル場合ニ於テ其ノ営業秘密ニ係ル不正行  
為ニ因リテ曾業上ノ利益ヲ害ヒラレル實アレト

「本邦ノナガヤマノ利益ニ害シシハ麻原ハキニハ其ノ營業秘密ニ係ル不正行為ノ停止又ハ予」

一 窃取、詐欺、強迫其ノ他ノ不正ナル手段ニ  
依リ営業秘密ヲ取得スル行為（以下営業秘密

ノ不正取得行為ト称ス)又ハ其ノ取得ニ係ル  
營業秘密ヲ使用スル行為若ハ之ヲ開示スル行  
為(秘密ヲ保守シツク専定ノ者ニ示スコトヲ

二 其ノ営業秘密ニ付営業秘密ノ不正取得行為  
含ム以下同ジ)

ガ介在シタルコトヲ知リテ若ハ知ラザリシコ  
トニ付重大ナル過失アリテ営業秘密ヲ取得ス

ル行為又ハ其ノ取得ニ係ル營業秘密ヲ使用ス  
ル行為若ハ之ヲ開示スル行為

### 三 営業秘密ヲ取得シタル後ニ其ノ営業秘密ニ付営業秘密ノ不正取得行為ガ介在シタルコト

ヲ知リテ又ハ知ラザリシコトニ付重大ナル過失アリテ當該營業秘密ヲ使用スル行為又ハ之

#### 四 保有者ヨリ示サレタル営業秘密ヲ不正ノ競 争、又六三一は「一ノ子」云々

五 其ノ營業秘密ニ付営業秘密ノ不正開示行為  
保有者ニ損害ヲ加フル目的ヲ以テ使用スル行為  
為又ハ其ノ目的ヲ以テ之ヲ開示スル行為

(前号ニ規定スル開示行為及秘密ヲ守ルベキ  
法律上ノ義務ニ違反シテ営業秘密ヲ開示スル  
ノ不正開示行為ガ介在シタルコトヲ知リテ若  
ハ知ラザリシコトニ付重大ナル過失アリテ營  
業秘密ヲ取得スル行為又ハ其ノ取得ニ係ル營  
業秘密ヲ使用スル行為若ハ之ヲ開示スル行為  
六 営業秘密ヲ取得シタル後ニ其ノ営業秘密ニ  
付営業秘密ノ不正開示行為タルコト若ハ営業  
秘密ノ不正開示行為ガ介在シタルコトヲ知リ  
テ又ハ知ラザリシコトニ付重大ナル過失アリ  
テ当該営業秘密ヲ使用スル行為又ハ之ヲ開示  
スル行為  
保有者ハ前項ノ規定ニ依ル請求ヲ為スニ際シ營  
業秘密ニ係ル不正行為ヲ組成シタル物(営業秘  
密ヲ化体シタル媒体ヲ含ム)、営業秘密ニ係ル不  
正行為ニ因リ生ジタル物又ハ営業秘密ニ係ル不  
正行為ニ供シタル設備ノ廃棄其ノ他ノ営業秘密  
ニ係ル不正行為ノ停止又ハ予防ニ必要ナル措置  
ヲ請求スルコトヲ得  
第一条ノ二第三項中「同条第二項ノ行為」の下に  
若ハ営業秘密ニ係ル不正行為」を加え、同条第二  
項の次に次の一項を加える。  
故意又ハ過失ニ因リ他人ノ営業上ノ利益ヲ営業  
秘密ニ係ル不正行為ニ因リ害シタル者ハ其ノ損  
害ヲ賠償スル責ニ任ズ但シ第三条ノ二ノ規定ニ  
依リ前条第三項各自ニ規定スル営業秘密ヲ使用  
スル行為ノ停止又ハ予防ヲ請求スル権利ガ消滅  
シタル後ニ其ノ営業秘密ヲ使用スル行為ニ因リ  
生ジタル損害ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ





官 報 (号) 外

審査報告書

老人福祉法等の一部を改正する法律案  
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

社会労働委員長 浜本 万三

参議院議長 土屋 義彦殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢者、身体障害者等の福祉の一層の増進を図るために、これらの者の居宅における生活を支援する福祉施策と施設における福祉施策などを地域の実情に応じて一元的かつ計画的に実施するものとし、このため、地方公共団体の福祉の事務の再編、居宅生活支援事業の社会福祉事業としての位置付け、老人保健福祉計画の作成、社会福祉・医療事業団による社会福祉等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、次の事項について、適切な措置を講るべきである。

一、市町村における実施体制を確保するため、地方交付税等による十分な措置を講ずること。  
二、老人等が寝たきりになるのを防ぐとともに、在宅及び施設における適切なサービスを確保す

るため、介護、看護及びリハビリテーション関係従事者の処遇の改善等マンパワーの確保につき、万全の策を講ずること。

三、老人保健福祉計画の策定に当たっては、保健福祉サービスの利用者の意見が反映されるよう配慮すること。

四、重度痴呆の老人に対する施設対策、痴呆性疾患に係る研究の推進等介護する家族の負担軽減対策の充実を早急に図ること。

五、改正後の身体障害者福祉法の施行に当たっては、一般の雇用形態になじまない身体障害者の生活の安定に寄与し、十分な社会参加が図られるような施策の促進に努めること。

六、在宅福祉サービスと保健、医療、住宅、教育等に関する施策との連携をとり、老人等が、できる限り地域において、自立した生活を営むことができるよう努めること。

右決議する。

老人福祉法等の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十五日

参議院議長 土屋 義彦

老人福祉法等の一部を改正する法律案  
(老人福祉法の一部改正)

老人福祉法等の一部を改正する法律案  
(老人福祉法の一部改正)

第一条 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十号)の一部を次のように改正する。

二、目次中「第十二条」を「第十条の三」と、「老人福祉施設」を「事業及び施設」に、「第二十条」を

「第二十条の七」に、「第五章 雜則(第二十九条・第三十七条)」を「第四章の二 指定法人(第二十九条・第三十七条)」を「第五章 雜則(第二十九条・第三十七条)」に改める。

二十八条の二(第二十八条の十四)  
二十九条(第三十七条)  
二十九条(第三十九条)

第二条中「敬愛され、かつ、」を「かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持つる」に改める。

第三条第一項中「その」を「又は、その」に、「社会に役立たせる」を「活用して、社会的活動に参加する」に改め、同条第二項中「参与する」を「参加する」に改める。

第五条の次に次の二条を加える。

(定義)

第五条の二 この法律において、「老人居宅生活支援事業」とは、老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業及び老人短期入所事業をいう。

2 この法律において、「老人居宅介護等事業」とは、第十条の三第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「老人デイサービス事業」とは、第十条の三第一項第二号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業(老人デイサービスセンターに係るものを除く。)をいう。

4 この法律において、「老人短期入所事業」とは、第十条の三第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所するものを除く。)をいう。

させ、養護する事業(老人短期入所施設に係るものを除く。)をいう。

第五条の三 この法律において、「老人福祉施設」とは、老人デイサービスセンター、老人ホーム、軽費老人ホーム及び老人福祉センターをいう。

第二章中第十二条の前に次の二条を加える。  
(居宅における介護等)

第十条の三 市町村は、必要に応じて、次の措置を探ることができる。

一 六十五歳以上の者(六十五歳未満の者で精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。

二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者を現に養護する者(以下「養護者」という。)を含む。)を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンターその他の厚生省令で定める施設(以下「老人デイサービスセンター等」という。)に通わせ、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイ

サービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。

三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものを政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設その他の厚生省令で定める施設(以下「老人短期入所施設等」という。)に短期間入所させ、養護を行ひ、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護すること。

## 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を探るほか、その福祉を図るために必要な応じて、日常生活上の便宜を図るために用具であつて厚生大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

3 市町村は、六十五歳以上の者が身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障が生じた場合においても、引き続き居宅において日常生活を営むことができるよう、前二項の措置その他地域の実情に応じたきめ細かな措置の積極的な実施に努めるものとする。

第十二条第一項中「六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため」を削り、同項第一号中「その者を現に養護する者(以下「養護者」という。)」を「養護者」に改め、同条第二項を削り、

同条第三項中「前一項」を「前項」に改め、同項を

削り、「第一項第一号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条

第四項とし、同条第六項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条

第五項とし、同条第五項中「から第三項まで」を「及び第二項」に改め、同項を同条

三項とする。

第十三条第一項中「資するため」を「資するため」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」とし、「ひらく」を「広く」に改め、同項を第十二項とする。

「第三章 老人福祉施設」を「第三章 事業及び施設」に改める。

第十四条を次のように改める。

### (老人居宅生活支援事業の開始)

第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設を設置することとする。

第十五条第四項中「市町村、社会福祉法人その他の者」を「国及び都道府県以外の者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「あらかじめ」を「厚生省令の定めるところにより、あらかじめ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設を設置することができる。

第十六条中第二項を第三項とし、第一項を第二項とし、同項の前に次の二項を加える。  
国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター又は老人短期入所施設を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

第十七条中「実地につき監督させる」を、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査せらる」に改め、同條を同条第二項とし、同條に第一項として次の二項を加える。

都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設の設置者に対しても、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十八条に次の二項を加える。

3 前二項の規定による質問又は立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十九条の見出しを削り、同條第一項中「特別養護老人ホーム」の下に「の設置者」を「とき、又は」の下に「当該施設が」を加え、同條第二項を次のように改める。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による处分を行ふ場合について準用する。この場合において、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣又は都道府県知事」と、「当該事業を行う者は当該施設」とあるのは「当該施設」と読み替えるものとする。

第十九条の前に次の見出し及び二条を加える。

3 前二項の規定による处分を行ふ場合において、「都道府県知事」とあるのは「厚生大臣又は都道府県知事」と、「当該事業を行う者は当該施設」とあるのは「当該施設」と読み替えるものとする。

### (改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者は老人デイサービスセンター若しくは老人短期入所施設の設置者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に關し不當に營利を図り、若しくは第十条の三第一項各号の措置に係る者の處遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができ

都道府県知事は、前項の規定による処分を行いう場合には、当該事業を行なう者又は当該施設の設置者に対して弁明の機会を与えないければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をなすべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定により、老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセ

ンター若しくは老人短期入所施設につき、その事業の制限又は停止を命ずる場合には、あらかじめ、地方社会福祉審議会の意見を聴かなければならぬ。

第二十条中「特別養護老人ホーム」の下に「の設置者」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

老人居宅生活支援事業を行なう者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の三第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第三章中第二十条の次に次の六条を加える。  
(老人デイサービスセンター)

第二十条の二 老人デイサービスセンターは、第十条の三第一項第二号の措置に係る者を通

わせ、同号の厚生省令で定める便宜を供与することを目的とする施設とする。

(老人短期入所施設)

第二十条の三 老人短期入所施設は、第十条の

三第一項第三号の措置に係る者を短期間入所させ、養護することを目的とする施設とす

(特別養護老人ホーム)

第二十条の四 特別養護老人ホームは、第十一條第一項第二号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第二十条の五 特別養護老人ホームは、第十一條第一項第三号の措置に係る者を入所させ、養護することを目的とする施設とする。

第二十条の六 軽費老人ホームは、無料又は低廉な料金で、老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設(第二十条の二から前条までに定める施設を除く。)とする。

第二十条の七 老人福祉センターは、無料又は低廉な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設とする。

第二十一条中第二号を第三号とし、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。  
一 第十条の三第一項の規定により市町村が行う措置に要する費用

第二十二条中第二号を第三号とし、第一号を第一号とし、同号の前に次の二号を加える。  
一 第十条の三第一項の規定により市町村が行う措置に要する費用

第二十三条 削除

第二十四条第一項中「第二十一条」の下に「第二号及び第三号」を加え、同条第二項中「前項」

を「前二項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その四分の一以内を補助することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

3 指定法人は、その名称及び住所並びに事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 国は、政令の定めるところにより、市町村が第二十一条第一号の規定により支弁する費用については、その二分の一以内を補助することができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による届出があるときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

適正かつ確實に行われ、老人健康保持事業の促進その他老人の心身の健康の保持に資する」と認められること。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。

2 厚生大臣は、前項の規定による指定を受けたときは、当該指定を受けた者(以下「指定法人」という。)の名称及び住所並びに事務所の所在地を公示しなければならない。



二 指定法人（第二十八条の二—第二十八条の十四）を「第四章の三 有料老人ホーム（第二十九条の四）」に、「第二十九条」を「第三十条（第三十一条の四）」に、「第三十一条（第三十二条）」に、「（第三十八条・第三十九条）」を「第三十八条（第四十三条）」に改める。

第五条の二第一項中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第一号」に改め、同条第三項中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第一号」に改め、同条第四項中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第三号」に改め、同条第四項中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第三号」に改める。

第五条の三の次に次の二条を加える。

（介護の措置等の実施者）

第五条の四 六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であつて特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十四条及び第十五条の規定による福祉の措置（以下「介護の措置等」という。）は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。ただし、同一条第一項第一号若しくは第二号又は生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している六十五歳以上の者については、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、その六十五歳以上の者が入所前に居住地を有しないか、又

はその居住地が明らかでなかつた者であるときは、入所前ににおけるその六十五歳以上の者の所在地の市町村が行うものとする。

2 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 老人の福祉に関する必要な実情の把握に努めること。

二 老人の福祉に関する相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと。

3 市町村長は、この法律の規定による市町村又は市町村長の事務の全部又は一部をその管轄に属する行政庁に委任することができる。

（市町村の福祉事務所）

第五条の五 市町村の設置する福祉事務所（社

会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）は、この法律の施行に関し、主として前条第二項各号に掲げる業務を行ふものとする。

第六条の見出し中「老人福祉の業務に従事す

る」を「市町村の福祉事務所の」に改め、同条中「都道府県」及び「社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。」を削り、「次の」を「次に掲げる」に、「行なう」を「行なう」に、「次条第二号」を「第五条の四第二項第一号」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

（介護支援相談）

第六条の二 市町村は、第五条の四第二項第二

号に規定する相談及び指導のうち主として居宅において介護を受けた老人及び養護者に係

るものであつて特に専門的知識及び技術を必要とするものについては、当該市町村の設置する老人デイサービスセンターその他の厚生省令で定める施設の職員に行わせ、又はこれを当該市町村以外の者の設置するこれらの施設に委託することができる。

（連絡調整等の実施者）

第六条の三 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 介護の措置等の実施に関して、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行ふこと。

二 老人の福祉に関する、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

3 都道府県知事は、介護の措置等の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

（都道府県の福祉事務所の社会福祉主事）

第十二条第一項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中

「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」を「市町村長」に改め、同号を同項第三号

とし、同条第二項中「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

（都道府県の福祉事務所の社会福祉主事）

第十二条を次のように改める。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の設置によつて第二十条の九に規定する都道府

県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、同項の認可をしないことができる。

つて特に必要があると認められるものを持む。以下同じ。」を削り、「その者を現に養護する者（以下「養護者」という。）」を「養護者」に改め、同条を第十条の四とし、第二章中同条の前に次の二条を加える。

（措置の総合的実施）

第十条の三 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、最も適切な待遇が受けられるよう居宅における介護等の措置及び特別養護老人ホームへの入所等の措置の総合的な実施に努めなければならない。

（都道府県の福祉事務所の社会福祉主事）

第十二条第一項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中

「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長」を「市町村長」に改め、同号を同項第三号

とし、同条第二項中「都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

（都道府県の福祉事務所の社会福祉主事）

第十二条を次のように改める。

6 都道府県知事は、第四項の認可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の設

置によつて第二十条の九に規定する都道府

県老人福祉計画の達成に支障を生ずるおそれ

があると認めるときは、同項の認可をしない

ことができる。

第十八条の二第一項中「第十条の三第一項各号を「第十条の四第一項各号」に改める。

第二十条第一項中「第十条の三第一項」を「第十条の四第一項」に改める。

第二十条の二中「第十条の三第一項第二号」を「第十条の四第一項第二号」に改める。

第二十条の三中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第三号」に改める。

第二十条の四中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の五中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第二号」に改める。

第二十条の六中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の七中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の八中「第十条の三第一項第一号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の九中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十一中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十二中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十三中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十四中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十五中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十六中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十七中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十八中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の十九中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十一中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十二中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十三中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十四中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十五中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十六中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十七中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十八中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の二十九中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の三十中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

第二十条の三十一中「第十条の三第一項第三号」を「第十条の四第一項第一号」に改める。

5 市町村老人福祉計画は、老人保健法第四十一条の十八に規定する市町村老人保健計画と

一体のものとして作成されなければならない。

6 市町村老人福祉計画は、他の法律の規定によつて、老人の福祉に関する事項を定めなければならない。

7 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県老人福祉計画）

第二十条の九 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、この法律に基づく福祉の措置の実施に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

（都道府県老人福祉計画）

第二十条の十 都道府県老人福祉計画の作成上の技術的事項について、厚生大臣は、都道府県に対し、都道府県老人福祉計画の作成の手法その他都道府県老人福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（援助）

第二十条の十一 国及び地方公共団体は、市町村老人福祉計画又は都道府県老人福祉計画の達成に資する事業を行う者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助を与えるよう努めなければならない。

（都道府県の支弁）

第二十条の十二 都道府県老人福祉施設相互通の連携の方法その他必要な事項を定めるものとする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十三 都道府県が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十四 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十五 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十六 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十七 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十八 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の十九 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の二十 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の二十一 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

（都道府県の支弁）

第二十条の二十二 都道府県が設置する養護老人ホームの設備に要する費用は、都道府県の支弁とする。

を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県老人福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを

厚生大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第二十条の十一 都道府県知事は、市町村に対し、市町村老人福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

（援助）

第二十条の十二 都道府県老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用については、その四分の一

三、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用については、その四分の一

は、その二分の一

四分の一

第五条の四第一項に規定する六十五歳以上の者についての措置に規定する六十五歳以上の者についての措置に要する費用については、その二分の一以内

に要する費用については、その二分の一以内

を加える。

第二十七条第一項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改め、同条第二項中「都道府県又は」を削る。

第二十八条第一項中「都道府県又は」を削り、「を受けた」を「に係る」に改め、同条第二項中「都道府県知事又は」を削る。

第二十九条第一項を次のように改め、同条第三項を削る。

第二十九条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、これらの規定中

「前二項」とあるのは「前項」と、「第一項及び

第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

（第五章 雜則）を「第四章の三 有料老人ホーム」に改める。



四 第三十二条の四第一項の規定による報告

若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十条 第二十九条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

本則に次の二条を加える。

第四十二条 第三十条第二項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の範囲に供しない者は、五十万円以下の過料に処する。

第四十三条 第三十一条第一項の規定に違反して、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

官報外

第三条 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第

二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「(第四条・第五条)」を「(第四条・第五条)」、「(第十六条)」を「(第十五条)」、「身体障害者更生援護施設(第二十七条)」を「事業及び施設(第十六条)」に改める。

第一条中「更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い」を「自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、及び必要な応じて保護し」に改め、「生活の安定に寄与する等その」を削る。

第三条第一項中「前条第一項」を「前条」に、「身体障害者に対する更生の援助と更生のために必

要な保護の実施に」を「身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護(以下「更生援護」という。)を総合的に実施するよう」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。  
(事業)

第四条の二 この法律において、「身体障害者居宅生活支援事業」とは、身体障害者居宅介護等事業、身体障害者デイサービス事業及び身体障害者短期入所事業をいう。

2 この法律において、「身体障害者居宅介護等事業」とは、第十八条第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「身体障害者デイサービス事業」とは、第十八条第一項第二号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

4 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

5 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

6 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

7 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

8 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

9 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

10 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

11 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

12 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

13 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

14 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者を同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行う事業をいう。

第一項の見出しを「(介護及び施設等)」に改め、同条第四項中「第一項第一号」を「第四項第一号」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項中「第一項」を「第四項」に、「事業」を「業務」に、「職員をして、」を「職員をして、」、「赴いて相談に応じ、又は指導をさせなければ」を「派遣して、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項を同条第五項とし、同条第一項を同条第四項とし、同項の前に次の二条を加える。

と。

三 居宅においてその介護を行いう者の疾病その他の理由により、身体障害者療護施設その他厚生省令で定める施設(以下この号において「身体障害者療護施設等」という。)への短期間入所を必要とする者に対しては、政令で定める基準に従い、当該市町村において「身体障害者療護施設等に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する身体障害者療護施設等に短期間入所させ、必要な保護を行なうことを委託すること。

4 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

5 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第二号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

6 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行うことを委託すること。

7 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

8 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第二号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

9 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行うことを委託すること。

10 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

11 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第二号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

12 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行うことを委託すること。

13 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

14 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第二号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

15 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行うことを委託すること。

16 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第一号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

17 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第二号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に通わせ、その者につき同号の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

18 この法律において、「身体障害者短期入所事業」とは、第十八条第一項第三号の措置に係る者につきその者の居宅において同号の厚生省令で定める施設に短期間入所させ、その者につき必要な保護を行うことを委託すること。

第四項第三号に改める。





るものに限る。」及び第十条第一項第二号ロからニまで掲げる業務を行うものとする。

3 身体障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項に規定する業務を行うことができる。

第十一條の二中「福祉事務所長」を「福祉事務所の長」に改める。

第十七條の次に次の二条を加える。

(措置の総合的実施)

第十七條の二 市町村は、身体障害者が、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、最も適切な処遇が受けられるよう居宅における介護等、身体障害者更生援護施設への入所等の措置の総合的な実施に努めなければならぬ。

第十八條第四項中「援護の実施者」を「市町村」に改め、同条第五項中「市長及び福祉事務所を設置した町村の長」を「市町村長」に改め、同条第六項及び第七項中「援護の実施者」を「市町村」に改め、同条第八項を削る。

第十九條の二第一項及び第十九條第一項中「援護の実施者」を「市町村」に改める。

第十九條の五第四項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村」を「市町村」に改める。

第十九條の六第二項中「前項の報告を」を「前項の報告」に改め、「都道府県又は」を削る。

第二十条第一項及び第三項中「援護の実施者」を「市町村」に改める。

第二十一条中「都道府県又は」を削る。

第二十三條中「援護の実施者」を「市町村」に、「その設置する福祉事務所の所管区域内」を「そ

第三十五条第一号中「第九条の二」を「第十一条の二」に改める。

第三十六条第一号中「第九条の二」を「第十一条の二」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 第十三條から第十五條まで、第十九條の五及び第十九條の六の規定により都道府県知事が行う行政措置に要する費用

第三十六条第三号の二及び第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第三十六条の二中「都道府県又は」を削る。

第三十七条第一項を次のように改める。

都道府県は、政令の定めるところにより、費用について、次に掲げるものを負担する。

一 第三十五条第二号の費用 (第十八条第四項から第六項まで、第十九條及び第二十条の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く)のうち、福祉事務所を設置しない町村が支弁するものについては、その四分の一

二 第三十五条第二号の費用 (居住地を有しないか、又は明らかでない第九条に規定する身体障害者についての第十八条第四項から第六項まで、第十九條及び第二十条の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用に限り、次号に掲げる費用を除く)の一部を次のように改正する。

三 第三十五条第二号の費用 (居住地を有しないか、又は明らかでない第九条に規定する身体障害者についての第十八条第四項から第六項まで、第十九條及び第二十条の規

第三十七条第二項中「以内」の下と「(居住地を有しないか、又は明らかでない第九条に規定する身体障害者についての第十八条第一項の規定により市町村長が行う行政措置に要する費用について、その十分の五以内)」を加える。

第三十七条の二中「並びに前項の規定により都道府県が負担する費用」を削り、同条第一号中「第三十五条第四号」の下に「及び第三十六条第四号」を加え、「のうち、その運営に要する費用」を削り、「身体障害者福祉センター」の下に「設置及び」を加え、同条第三号を削り、同条第五号を同条第三号とし、同条第五号を削る。

第三十八条中「都道府県又は」を削る。

第四十三条の二を削り、第四十三条の三を第四十三条の二とする。

第四十九條の二第一項中「援護の実施者」を「市町村」に改め、同条第二項中「第九条の二」を「から第十条まで」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第五条 精神薄弱者福祉法 (昭和三十五年法律第三十七条)の一部を次のように改正する。

目次中「第三条」を「第五条」と、「精神薄弱者援護施設」を「事業及び施設」と、「第二十一条」を「第二十二条」に、「第二十八条・第二十九条」を「第二十一条の八」に、「第二十八条・第二十九条」を「第二十一条の八」に、「第二十八条・第二十九条」に改める。

第一章の次に次の二章を加える。

第二章 削除

第六条から第八条まで 削除

第九条中「この法律」を「第十六条第一項及び第三項」に改める。

第十五条の次に次の二条を加える。

(精神薄弱者相談員)

第十五条の二 都道府県は、精神薄弱者の福祉の増進を図るために、精神薄弱者又はその保護者 (配偶者、親権を行なう者、後見人その他の者で、精神薄弱者を現に監督保護するもの)の相談に応じ、及び精神薄弱者の更生のために必要な援助を行なうこと

地域生活援助事業をいう。

2 この法律において、「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、第十五条の三第一項の措置に係る者につきその者の居宅において同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

3 この法律において、「精神薄弱者短期入所事業」とは、第十五条の三第二項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う事業をいう。

4 この法律において、「精神薄弱者地域生活援助事業」とは、第十六条第三項の措置に係る者につき同項に規定する住居において同項に規定する日常生活上の援助を行う事業をいう。

5 この法律において、「精神薄弱者援護施設」とは、精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームをいう。

6 この法律において、「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、精神薄弱者居宅介護等事業をいう。

7 この法律において、「精神薄弱者相談員」とは、精神薄弱者を現に監督保護するものをいう。

8 この法律において、「精神薄弱者短期入所事業」とは、精神薄弱者短期入所事業をいう。

9 この法律において、「精神薄弱者地域生活援助事業」とは、精神薄弱者地域生活援助事業をいう。

10 この法律において、「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、精神薄弱者居宅介護等事業をいう。

11 この法律において、「精神薄弱者授産施設」とは、精神薄弱者授産施設をいう。

12 この法律において、「精神薄弱者通勤寮」とは、精神薄弱者通勤寮をいう。

13 この法律において、「精神薄弱者福祉ホーム」とは、精神薄弱者福祉ホームをいう。

14 この法律において、「精神薄弱者更生施設」とは、精神薄弱者更生施設をいう。

15 この法律において、「精神薄弱者通勤寮」とは、精神薄弱者通勤寮をいう。

16 この法律において、「精神薄弱者居宅介護等事業」とは、精神薄弱者居宅介護等事業をいう。

17 この法律において、「精神薄弱者相談員」とは、精神薄弱者相談員をいう。

18 この法律において、「精神薄弱者短期入所事業」とは、精神薄弱者短期入所事業をいう。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

を、社会的信望があり、かつ、精神薄弱者に対する更生の援助と必要な保護に熱意と識見を持つている者に委託することができる。

- 2 前項の規定により委託を受けた者は、精神薄弱者相談員と称する。
- 3 精神薄弱者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当つては、個人の人格を尊重し、その身上に關する秘密を守らなければならぬ。

第十六条の前の見出しを削り、同条の前に次

(福祉の措置)

- 2 都道府県又は指定都市は、前二項の措置を探るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を普むのに支障がある十八歳以下のを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。
- 3 都道府県若しくは指定都市以外の者は、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、精神薄弱者居宅生活支援事業(精神薄弱者地域生活援助事業を除く。以下同じ。)を行うことができる。

- 2 国及び都道府県以外の者は、社会福祉事業法の定めるところにより、精神薄弱者地域生活援助事業を行うことができる。
- 3 第二十一条及び第二十二条を次のように改め  
(廃止又は休止)  
「第二十条 国及び都道府県以外の者は、精神薄弱者居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。  
(施設の基準)  
第二十一条 厚生大臣は、中央児童福祉審議会の意見を聴き、精神薄弱者援護施設の設備及び運営について、基準を定めなければならない。

- 2 都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)は、必要に応じ、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の精神薄弱者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県若しくは指定都市の設置する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設その他厚生省令で定める施設(以下この項において「精神薄弱者更生施設等」という。)に短期間

間入所させ、必要な保護を行い、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者の設置する精神薄弱者更生施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を探ることができる。

- 3 都道府県又は指定都市は、前二項の措置を探るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を普むのに支障がある十八歳以下のを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。
- 4 都道府県又は指定都市は、前二項の措置を探るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を普むのに支障がある十八歳以下のを給付し、若しくは貸与し、又は当該都道府県若しくは指定都市以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

- 2 第十七条中「第十六条第一項及び前条」を「第十五条の三第一項並びに前条第一項及び第三項」に改める。
- 3 第十七条の二中「第十六条第一項又は第十六条の二」を「第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項」に改める。
- 4 「第四章 精神薄弱者援護施設」を「第四章事業及び施設」に改める。

- 2 第十八条を次のように改める。  
(精神薄弱者居宅生活支援事業の開始)  
「第十八条を次のように改める。  
(報告の徴収等)

- 2 第二十二条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要があると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者に対する報告の徴収等の規定による基準を定め、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。
- 3 第四章中第二十一条の次に次の七条を加える。  
(報告の徴収等)  
「第四章中第二十一条の次に次の七条を加える。  
(報告の徴収等)

- 2 第二十二条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要があると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者に対する報告の徴収等の規定による基準を定め、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。
- 3 第二十二条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要があると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者に対する報告の徴収等の規定による基準を定め、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。

- 2 第二十二条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要があると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者に対する報告の徴収等の規定による基準を定め、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。
- 3 第二十二条の二 都道府県知事は、精神薄弱者の福祉のために必要があると認めるときは、精神薄弱者居宅生活支援事業を行なう者に対する報告の徴収等の規定による基準を定め、同法第五十七条第四項、第六十条第二項及び第六十六条の規定を適用する。

2 都道府県知事は、前項の規定による処分を行ふ場合には、その事業を行う者に對して弁明の機會を与えるべき日時、場所及び當該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

(委託義務)

第二十一条の四 精神薄弱者居宅生活支援事業を行う者又は精神薄弱者援護施設の設置者は、第十五条の三第一項若しくは第二項又は第十六条第一項第二号の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(精神薄弱者更生施設)

第二十二条の五 精神薄弱者更生施設は、十八歳以上の精神薄弱者を入所させて、これを保護するところに、その更生に必要な指導及び訓練を行うことを目的とする施設とする。

(精神薄弱者授産施設)

第二十三条の六 精神薄弱者授産施設は、十八歳以上の精神薄弱者であつて雇用されることが困難なものを入所させて、自活に必要な訓練を行ふとともに、職業を与えて自活させるることを目的とする施設とする。

(精神薄弱者通勤寮)

第二十四条の七 精神薄弱者通勤寮は、就労している精神薄弱者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、独立自活に必要な助言及び指導を行うことを目的とする施設とする。

(精神薄弱者ホーム)

第二十五条の八 精神薄弱者ホームは、低

額な料金で、現に住居を求めている精神薄弱者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

第二十二条第一号の次に次の「一号を加える。  
一の二 第十五条の三第一項の規定により市町村が行う行政措置に要する費用

第二十二条第二号中「第十六条」の下に「(第三項を除く。)」を加え、同条第三号中「の設置」の下に「及び運営」を加える。

第二十三条第二号の次に次の「一号を加える。

二の二 第十五条の三第二項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

第二十三条第三号中「第十六条」の下に「(第三項を除く。)」を加え、同条第四号中「の設置」の下に「及び運営」を加える。

第二十四条 削除

第二十五条の見出しを「(都道府県の負担及び補助)」に改め、同条中「都道府県は」の下に「政令の定めるところにより」を加え、「については、政令の定めるところにより」を「のうち、精神薄弱者援護施設(精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者ホームを除く。)の設置に要する費用について必要な細則は、厚生省令で定める。」に改め、同条に次の「一项を加える。

#### (実施命令)

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

第六条 精神薄弱者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条」を「第三十一条」に改める。

第十五条の三第二項中「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び「若しくは指定都市」を削除する。」の内を補助することができる。

第二十六条の見出しを「(国)の負担及び補助」に改め、同条第一項中「もの」を「費用の十分の一以内を補助することができる。」

五」に改め、同項第一号及び第二号中「については、その十分の五」を削り、同項第三号中「については、その十分の五」を「(精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。)」に改め、同条に次の「一项を加える。

3 国は、政令の定めるところにより、第二十二条又は第二十三条の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の二分の一以内を補助することができるとする。

第一の二 第二十二条第三号の費用(精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。)

第一の三 第二十六条第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十六条第一項第一号の次に次の「一号を加える。

第三十条を第三十一条とし、第二十九条の次に次の「一条を加える。

(大都市の特例)

第三十条 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)においては、政令の定めるところにより、指定都市が処理し、又は指定都市の長その他の機関若しくは職員が行うものとする。

この場合においては、この法律の規定中都道府県又は都道府県知事その他の都道府県の機関若しくは職員に関する規定は、指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に関する規定として指定都市又は指定都市の長その他の機関若しくは職員に適用があるものとする。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第十五条の三第二項中「又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)及び「若しくは指定都市」を削除する。」の内を補助することができる。

第二十六条の見出しを「(国)の負担及び補助」に改め、同条第一項中「もの」を「費用の十分の一以内を補助することができる。」

第二十五条第一項中「四分の二」を「四分の一」に改める。

第一の二 第二十二条第三号の費用(精神薄弱者通勤寮及び精神薄弱者福祉ホームの設置及び運営に要する費用を除く。)

第一の三 第二十六条第一項第一号の次に次の「一号を加える。

第二十五条第一項中「四分の二」を「四分の一」に改める。

査請求をすることができる。

(児童福祉法の一部改正)

第七条 児童福祉法(昭和二十一年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

日次中「児童福祉施設」を「事業及び施設」に改める。

第六条の次に次の二条を加える。

第六条の一 この法律で、児童居宅生活支援事業とは、児童居宅介護等事業、児童デイサービス事業及び児童短期入所事業をいう。

この法律で、児童居宅介護等事業とは、第

の者の家庭において同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

この法律で、児童デイサービス事業とは、

第二十一条の十第二項の措置に係る者を同項に規定する市町村長が適当と認める施設に通わせ、その者につき同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

この法律で、児童短期入所事業とは、第二十一条の十第一項の措置に係る者につきそ

の者の家庭において同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。

この法律で、児童デイサービス事業とは、

第二十一条の九の次に次の二条を加える。

児童又は精神薄弱の児童であつて日常生活を営むのに支障があるものについて、必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、

その者の家庭において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与す

ることを委託する措置を探ることができる。

市町村は、身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童について、必要があると認めるときには、政令で定める基準に従い、その者を家

庭から当該市町村の設置する当該市町村長が適当と認める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他他の厚生省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する当該市町

長が適当と認める施設に通わせ、当該便宜

を供与することを委託する措置を探ることができる。

都道府県は、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となつた身体に障害のある児童又は精神薄弱の児童について、必要があると認めるときは、政令で定める基準に従い、その者を

肢体不自由児施設、精神薄弱児施設その他の厚生省令で定める施設(以下この項において「肢体不自由児施設等」という。)に短期間入所させ、必要な保護を行い、又は当該都道府県以外の者の設置する肢体不自由児施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を探ることができる。

国及び都道府県以外の者は、児童居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出、児童居宅生活支援事業を行うことができる。

国及び都道府県以外の者は、児童居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出、児童居宅生活支援事業を行うこと

ができる。

第三十四条の四 行政庁は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童居宅生活支援事業を行おう者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に

対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第三十五条第三項中「市町村は、あらかじめ命令で」を「市町村は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で」に改める。

第三十六条第一項中「報告をさせ」を「報告を

求め」に、「官吏又は吏員」を「職員」に、「実地に

べき監督させる」を「関係者に対し質問させ、

し、若しくは貸与することを委託する措置を探ることができる。

第三十二条第一項中「市町村長は、」の下に「第三十二条の十第一項若しくは第二項又は」を加え、「とる」を「採る」に改める。

第三十三条の四を削り、第三十三条の四の二中「関係地方公共団体は、」の下に「第二十二条の十又は」を加え、「又は前条」を削り、同条を第三十三条の四とする。

第三章 児童福祉施設を「第三章 事業及び施設」に改める。

第三章中第三十五条の前に次の四条を加える。

第三十四条の三 国及び都道府県以外の者は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第三十四条の四 行政庁は、前項の規定による処分を行う場合に、その事業を行おう者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分をなすべき理由を通知しなければならない。

第三十五条第三項中「市町村は、あらかじめ命令で」を「市町村は、厚生省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で」に改める。

第三十六条第一項中「報告をさせ」を「報告を

求め」に、「官吏又は吏員」を「職員」に、「実地に

べき監督させる」を「関係者に対し質問させ、

は、これを提示しなければならない。

第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の五 行政庁は、児童居宅生活支援事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不正に

事業を行おう者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関し不正に

若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させる」に改め、同項の次に次の二項を加える。

第三十四条の四第二項及び第三項の規定

は、前項の場合について準用する。

第四十六条に次の二項を加える。

第三十四条の五第二項の規定は、前項の場合について準用する。

第四十九条中「の外」を「のほか、児童居宅生活支援事業及び」に改め、「これを」を削る。

第五十条第五号の次に次の二号を加える。

五の二 第二十二条の十第二項の措置に要する費用

第五十二条中第一号を第一号の二とし、同号の前に次の二号を加える。

一 第二十二条の十第一項の措置に要する費

用 第五十三条中「第三号まで」の下に「及び第五号の二」を加え、「第三号を除く」を「第一号及び第三号を除く」に改める。

第五十三条の二中「第五十二条第一号」を「第五十二条第一号の二」に、「当該官吏」及び「当該吏員」を「当該職員」に改め、同条を第五十三条の三とし、第五十三条の次に次の二条を加える。

第五十三条の二 国庫は、第五十条第五号の二及び第五十二条第一号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一以内を補助することができる。

第五十五条中「第五十二条第一号」を「第五十二条第一号の二」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第五十五条の二 都道府県は、第五十二条第一号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一以内を補助することができる。  
第五十六条第二項中「第五十二条第一号」を「第五十二条第一号の二」に改める。  
第五十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。  
第三十四条の四第三項の規定は、前項の場合について準用する。  
第六十二条の二中「第四十六条第三項」を「第四十六条第四項」に改める。  
第六十三条の五中「第十八条に規定する精神薄弱者援助施設」を「第二十二条の五に規定する精神薄弱者更生施設又は同法第二十二条の六に規定する精神薄弱者授産施設」に改める。  
第七十二条中「第三十四条第三号から第五号まで」を「第三十四条第一項第三号から第五号まで」に改める。  
(母子及び寡婦福祉法の一部改正)  
第八条 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第一百二十九号)の一部を次のように改正する。  
日次中「(第十九条の二・第十九条の三)」を「(第十九条の二・第十九条の四)」に、「(第二十二条)」を「(第二十三条・二十四条)」に改める。  
第十五条の四 母子家庭居宅介護等事業を行なう者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。  
(報告の徴収等)  
第十五条の五 都道府県知事は、母子家庭の福祉のために必要があると認めるときは、母子家庭居宅介護等事業を行なう者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対しても質問させ、若しくはその事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(事業の停止等)  
第十五条の六 都道府県知事は、母子家庭居宅介護等事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関する基準に従い、その者につき、その者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができるものに當する。  
第十五条の七 母子家庭居宅介護等事業を行う者は、第十五条の二の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。  
第二章の二中第十九条の三を第十九条の四とし、第十九条の二の次に次の二条を加える。  
(寡婦居宅介護等事業)  
第十九条の三 都道府県又は市町村は、寡婦がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じたと認められるときは、政令で定める基準に従い、その者につき、その者の居宅において食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定める

めの基準に従い、その者につき、その者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができるものに當する。  
第十五条の八 都道府県知事は、母子家庭居宅介護等事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関する基準に従い、その者につき、その者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができるものに當する。  
第十五条の九 都道府県知事は、母子家庭居宅介護等事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関する基準に従い、その者につき、その者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定める

めの基準に従い、その者につき、その者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定めるものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ことができるものに當する。  
第十五条の十 都道府県知事は、母子家庭居宅介護等事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又はその事業に関する基準に従い、その者につき、その者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生省令で定める

ものを供与し、又は当該都道府県若しくは市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。

2 母子家庭居宅介護等事業を行う者は、厚生省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生省令で定める事項を都道府県知事に届け出で、寡婦居宅介護等事業(前項の措置に係る寡婦につきその者の居宅において同項の厚生省令で定める便宜を供与する事業をいう。以下同じ)を行うことができる。

3 第十五条の四から第十五条の七までの規定は、寡婦居宅介護等事業を行う者について準用する。この場合において、第十五条の五第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは第十九条の三第三項において準用する第十五条の五第一項」と、第十五条の六第一項中「第十五条の二」とあるのは「第十九条の三第一項」と、「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」とあるのは「第十九条の三第三項において準用する第十五条の六第一項」と、第十五条の七中「第十五条の二」とあるのは「第十九条の三第一項」と読み替えるものとする。

本則に次の一条を加える。

(実施命令)

第二十四条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定める。

(社会福祉事業法の一部改正)

第九条 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四

十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第四号中「又は精神薄弱者授産施設」を「精神薄弱者授産施設、精神薄弱者福祉ホーム又は精神薄弱者通勤寮」に改め、同条第三項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第二号中「児童福祉法に」の下に「児童短期入所事業、同法に」を加え、同項第二号の二を次のように改める。

二の二 母子及び寡婦福祉法にいう母子家庭居宅介護等事業又は寡婦居宅介護等事業、同法にいう母子福祉施設を経営する事業及び父子家庭居宅介護等事業(現に児童を扶養している配偶者のない男子がその者の疾病その他の理由により日常生活に支障を生じた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であつて、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものとする。)

第二条第三項第二号の三中「老人福祉法にいじた場合に、その者につきその者の居宅において乳幼児の保育、食事の世話その他日常生活上の便宜を供与する事業であつて、母子家庭居宅介護等事業その他これに類する事業を経営する者が行うものとする。)

(基本理念)

第三条 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、福祉サービスを必要とする者が、心身ともに健やかに育成され、又は社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるとともに、その環境、年齢及び心身の状況に応じて、地域において必要な福祉サービスを総合的に提供されるよう、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施に努めなければならない。

第三条の次に次の二条を加える。

(地域等への配慮)

第三条の二 国、地方公共団体、社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者は、社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業を実施するに当たつては、医療、保健その他関連施策との有機的な連携を図り、地域に即した創意と工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

第四条の見出しを「(経営主体)」に改める。

第十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項中「福祉に」を削る。

介護等事業、精神薄弱者短期入所事業又は精神薄弱者地域生活援助事業及び精神薄弱者に改め、同条第四項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「更生保護事業」の下に「(以下「更生保護事業」という。)」を加え、同項第二号中「こえない」を「超えない」に改め、同項第五号中「第三項第七号」を「前項第七号」と、「五十万円」を「五百萬円」に改める。

第三条を次のように改める。

「市町村(特別区を含む。以下同じ。)の設置する福祉に」に改め、「措置に関する事務」の下に「のうち市町村又は市町村長の行うもの(政令で定めるものを除く。)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 都道府県の設置する福祉に関する事務所は、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務のうち都道府県又は都道府県知事の行うものをつかさどるところとする。

第十七条第二項中「前項」を「市及び第一項に規定する町村に」「福祉に」を「市及び同項に規定する町村に」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項に規定する町村は、社会福

祉主事を置くことができる。

3 都道府県の社会福祉主事は、都道府県の設置する福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法及び精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行ふことを職務とする。

第十七条に次の二項を加える。

5 第二項の規定により置かれる社会福祉主事は、老人福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護又は更生の措置に関する事務を行ふことを職務とする。

第二十条中「特別区を含む。以下同じ。」を

第十五条の見出しを「(公益事業及び収益事業)」に改め、同条第一項中「その収益」を「公益を目的とする事業(以下「公益事業」という。)又はその収益」に、「充てるため、収益」を「充てる」としに改め、「目的とする事業」の下に「(以下「収益事業」という。)」を加え、同条第一項中「前項の」を「公益事業又は」に改め、「会計は」の下に「それぞれ」を加える。

第二十九条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第九号の次に次の一号を加える。

九の二 公益事業を行う場合には、その種類

第二十九条第一項第十号中「収益を目的とする事業」を「収益事業」に改め、「事業の」を削る。

第三十四条第四項第二号中「児童福祉法」の下に「老人福祉法」を加える。

第五十五条の見出しを「(公益事業又は収益事業の停止)」に改め、同条中「収益を目的とする事業」を「公益事業又は収益事業」に改め、同条

第二号中「当該事業」を「当該収益事業」に改め、同条第三号中「当該事業」を「当該公益事業又は収益事業」に改める。

第五十六条第一項中「省令」を「厚生省令」に、「譲渡し」を「譲り渡し」に、「但し」を「ただし」に、「地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第八条第一項(地方公共団体の財産の処分の制限)」を「地方自治法第二百三十七条第一項」に改める。

第七十条中「設置」の下に「又は開始」を加え、「届け出」を「届出」に改め、「施設」の下に「又は事業」を加える。

第七十一条中「単位として」の下に「、毎年一回、厚生大臣の定める期間内に限つて」を、「募

集であつて、」の下に「その寄附金を」を加え、「又は更生緊急保護法による更生保護事業」を「更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業」に改め、「の過半数」及び「その寄附金を」に「それぞれ」を加える。

第二十九条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、「公益事業又は」に改め、「会計は」の下に「それぞれ」を加える。

第二十九条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 前各号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第二十九条第一項第十号中「から第四号まで」を「から第五号まで」に改め、「掲げる事業」の下に「(指定都市協議会(指定都市の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。)にあつては、その区域内における地区協議会(地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。以下同じ。)の相互の連絡及び事業の調整の事業を含む。)」を加え、「であつて」の下に「指定都市にあつてはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定

第五十五条の見出しを「(公益事業又は収益事業の停止)」に改め、同条中「収益を目的とする事業」を「公益事業又は収益事業」に改め、同条

第二号中「当該事業」を「当該収益事業」に改め、同条第三号中「当該事業」を「当該公益事業又は収益事業」に改める。

第五十六条第一項中「省令」を「厚生省令」に、「譲渡し」を「譲り渡し」に、「但し」を「ただし」に、「地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第八条第一項(地方公共団体の財産の処分の制限)」を「地方自治法第二百三十七条第一項」に改める。

第七十条中「設置」の下に「又は開始」を加え、「届け出」を「届出」に改め、「施設」の下に「又は事業」を加える。

第七十一条中「単位として」の下に「、毎年一回、厚生大臣の定める期間内に限つて」を、「募

内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものでなければならない。

4 市町村協議会及び地区協議会は、第一項第一号から第五号までに掲げる事業を行うほか、社会福祉を目的とする事業を企画し、及び実施するよう努めなければならない。

第七十五条を次のよう改める。

第七十五条 削除

第七十六条を削り、第七十七条を第七十六条とし、第七十八条を第七十七条とし、第一項の

第七十八条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 共同募金会は、その寄附金の募集を行う都道府県の区域内において、社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者(国及び地方公共団体を除く。以下この項において同じ。)の過半数にその寄附金を配分しなければならない。ただし、災害復旧のため特定の社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者に重点的に配分する場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

第七十八条を第七十七条とし、同条の次に次の二項を加える。

(計画の公告及び届出)

第七十八条 共同募金会は、共同募金を行うには、あらかじめ、都道府県協議会の意見を聴き、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告するとともに、都道府県知事に届け出なければならない。

第八十三条に次の二項を加える。

十一)に改める。

第四十六条の六に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の開設又は当該施設に係る事項の変更によつて、第四十六条の十九に規定する都道

府県老人保健計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

第三章の二の次に次の二章を加える。

3 地区協議会は、当該区の区域内において第一項第一号から第五号までに掲げる事業を行

うことを目的とする団体であつて、その区域

受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聽かなければならぬ。

第八十四条中「左の」を「次の」に、「五万円」を「五十万円」に改め、同条第二号中「違反した者」を「違反して社会福祉事業を経営した者」に改め

る。

第八十五条中「左の」を「次の」に、「一千万円」を「七十万円」に改め、同条第二号中「第七十六条」を「第七十八条」に改める。

第八十六条中「五千円」を「十万円」に改め、「二十万円」に改め、同条第二号中「備付」を「備付け」に改める。

第八十八条中「五千円」を「十万円」に改め、「二十万円」に改め、同条第二号中「備付」を「備付け」に改める。

第八十九条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 費用」を「第三章の二 老人保健計画(第四十六条の十八—第四十六条の二十一)」に改める。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の開設又は当該施設に係る事項の変更によつて、第四十六条の十九に規定する都道

府県老人保健計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

第三章の二の次に次の二章を加える。

十一)に改める。

第四十六条の六に次の二項を加える。

5 都道府県知事は、第一項又は第二項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る施設の開設又は当該施設に係る事項の変更によつて、第四十六条の十九に規定する都道

府県老人保健計画の達成に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、第一項又は第二項の許可を与えないことができる。

第三章の二の次に次の二章を加える。

3 地区協議会は、当該区の区域内において第一項第一号から第五号までに掲げる事業を行

うことを目的とする団体であつて、その区域

## 第三章の三 老人保健計画

(市町村老人保健計画)

第四十六条の十八 市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第五項の基本構想に即して、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関する計画(以下「市町村老人保健計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村老人保健計画においては、当該市町村における老人に対する医療等以外の保健事業の実施に関し、機能訓練及び訪問指導について確保すべき事業の量の目標その他必要な事項の目標を定めるものとする。

3 厚生大臣は、市町村が前項の目標を定めるに当たつて参考すべき標準を定めるものとする。

4 市町村老人保健計画は、当該市町村における身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障がある老人の人数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村老人保健計画は、老人福祉法第二十条の八に規定する市町村老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

6 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

7 市町村は、市町村老人保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

(都道府県老人保健計画)

第四十六条の十九 都道府県は、市町村老人保健計画の作成の手法その他都道府県老人保健計画の作成上重要な技術的事項について

(援助)

第四十六条の二十一 国及び地方公共団体は、

二の二 社会福祉事業者に対し、助成を行なうこと。

二の三 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修を行うこと。

第二十一条中第二項を削り、第三項を第二項

健計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、医療等以外の保健事業の供給体制の確保及び老人保健施設の整備に関する計画(以下「都道府県老人保健計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県老人保健計画においては、当該都道府県が定める区域ごとの当該区域における老人保健施設の整備量の目標その他必要な事項を定めるものとする。

3 都道府県老人保健計画は、老人福祉法第二十条の九に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

4 都道府県老人保健計画は、他の法律の規定による計画であつて医療等以外の保健事業の供給体制の確保又は老人保健施設の整備に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

5 都道府県は、都道府県老人保健計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出しなければならない。

(都道府県知事の助言等)

第四十六条の二十 都道府県知事は、市町村に對し、市町村老人保健計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができ

る。

第六条第一項第一号中「以下この項において」を「(以下)に改め、同項第一号の二中「その他」を「その他の」に改め、同項第二号中「行う者」の下に「(次号において「社会福祉振興事業者」という。)」を加え、「貸し付け、又は助成を行なう」を「貸し付ける」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二 第二十二条第一項第一号の二及び第二号の三に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

三 第二十二条第一項第五号に掲げる業務及び同項第六号に掲げる業務であつて病院等の開設者に対するもの並びにこれらに附帯する業務

四 第二十二条第一項第六号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

五 第二十二条第一項第七号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

六 第二十二条第一項第八号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

七 第二十二条第一項第九号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

八 第二十二条第一項第十号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

九 第二十二条第一項第十一号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十 第二十二条第一項第十二号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十一 第二十二条第一項第十三号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十二 第二十二条第一項第十四号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十三 第二十二条第一項第十五号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十四 第二十二条第一項第十六号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十五 第二十二条第一項第十七号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十六 第二十二条第一項第十八号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十七 第二十二条第一項第十九号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十八 第二十二条第一項第二十号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

十九 第二十二条第一項第二十一号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

二十 第二十二条第一項第二十二号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

二十一 第二十二条第一項第二十三号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

二十二 第二十二条第一項第二十四号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

二十三 第二十二条第一項第二十五号に掲げる業務並びにこれに附帯する業務

画の達成に資する事業を行なう者に対し、当該事業の円滑な実施のために必要な援助を与えるよう努めなければならない。

第五十条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第二号の三に掲げる業務の一部を委託することができる。

3 第二十八条第一項を次のように改める。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて定める

基準に従つて、前条第一項第二号の三に掲げる業務にあつては、貸付けに関する業務に限る。」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第十四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十四条中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

げる。

第二十二条第一項第一号中「(同項第二号に掲げる業務にあつては、貸付けに関する業務に限る。)」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて定める基準に従つて、前条第一項第二号の三に掲げる業務の一部を委託することができる。

3 第二十八条第一項を次のように改める。

2 事業団は、厚生大臣の認可を受けて定める

基準に従つて、前条第一項第二号の三に掲げる業務にあつては、貸付けに関する業務に限る。」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県第二項中「十万円」を「二十万円」に改める。

(社会福祉・医療事業団法の一部改正)

第十四条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。

第十四条中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に改める。

この場合において、政府は、当該出資した金額の全部又は一部が第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものであるときは、その金額を示すものとする。



第二十九条の規定の施行の際現に存する同条第一項に規定する有料老人ホームを設置している者であつて、第二条の規定による改正前の老人福祉法第二十九条第一項の規定による届出をしているものは、新法第二十九条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第六条 昭和五十七年二月八日に設立された社団法人全国有料老人ホーム協会は、新法第三十条の施行の日において同条第一項に規定する要件に該当する場合には、新法第三十一条から第三十二条の四までの規定の適用については、同日に設立された新法第三十条第一項に規定する法人とみなす。

第七条 第二条の規定による改正前の老人福祉法（以下この条において「旧法」という。）又は旧法に基づく命令の規定により都道府県がした処分その他の行為は、第二条の規定による改正後の老人福祉法（以下この条において「新法」という。）又は新法に基づく命令の相当する規定により町村がした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法に基づき行われ、又は行われるべきであつた措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（身体障害者福祉法の一  
部改正に伴う経過措置）第八条 この法律の施行の際現に第三条の規定による改定後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）第四条の二に規定する身体障害者居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）」の

施行の日から起算して三月以内に」とする。

第九条 第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法第二十一条の二の二の規定により都道府県が行つた措置は、第三条の規定による改正後の身体障害者福祉法第十八条第一項の規定により市町村が行つた同項第三号の措置とみなす。ただし、第三条の規定の施行前に行われ、又は行われるべきであった措置に要する費用の支弁については、なお従前の例による。

第十条 この法律の施行の際現に存する第三条の規定による改正前の身体障害者福祉法の規定による点字図書館及び点字出版施設は、同条の規定による改正後の身体障害者福祉法第二十七条の規定により設置された視聴覚障害者情報提供施設とみなす。

第十一条 第四条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下この条において「旧法」という。）又は旧法に基づく命令の規定により都道府県がした処分その他の行為は、第四条の規定による改定後の身体障害者福祉法（以下この条において「新法」という。）又は新法に基づく命令の相当する規定により町村がした処分その他の行為とみなす。ただし、旧法に基づき行われ、又は行われるべきであつた措置に関する費用の支弁、負担及び徴収については、なお従前の例による。

（精神薄弱者福祉法の一  
部改正に伴う経過措置）第八条 この法律の施行の際現に第五条の規定による改定後の精神薄弱者福祉法（以下この条において「新法」という。）第四条の二に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業を行っている國及び都道府県以外の者について新法第二十六条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）」の

及び次条において「新法」という。）第四条に規定する精神薄弱者居宅生活支援事業（同条第四項に規定する精神薄弱者地域生活援助事業を除く。）を行つてゐる國及び都道府県以外の者について新法第十八条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）」の施行の日から起算して三月以内に」とする。

第十三条 この法律の施行の際現に新法第二十一条の七に規定する精神薄弱者通勤寮又は新法第二十一条の八に規定する精神薄弱者福祉ホーム（以下「精神薄弱者通勤寮等」という。）を経営している市町村又は社会福祉法人であつて、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしている市町村又は社会福祉法人で、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしているもの、同法第五十七条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第十四条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營している國、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に精神薄弱者通勤寮等を經營する事業を開始したものが、同日において、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該事業を開始した日から一月間は、同法第五十七条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き經營することができる。

第十五条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營することができる者が、当該事業を開始した日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第一項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十七条第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を經營している市町村又は社会福祉法人であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第六十四条第一項の規定により届出をした事業に変更を生じたものが、同日において、同条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしないで、当該事業を従前の例により引き

2 続き経営することができる。  
 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十八条第一項の規定による届出をしたものとみなす。

第十六条 この法律の施行の際現に精神薄弱者通勤寮等を経営している国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者であつて、この法律の施行の日前一月以内に社会福祉事業法第五十八条第一項に規定する事項に変更を生じたものが、同日において、同法第六十四条第二項の規定による届出をしていないときは、その者は、当該変更を生じた日から一月間は、同法第五十八条第二項の許可を受けないで、当該事業を従前の例により引き続き経営することができること。

2 前項の規定により従前の例により引き続き精神薄弱者通勤寮等を経営することができる者が、当該変更を生じた日から一月間に、社会福祉事業法第六十四条第二項の規定による届出をしたときは、その者は、同法第五十八条第一項の規定する事項に変更を生じたものとみなす。

第十八条 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正後の母子及び寡婦福祉法（以下この条において「新法」という。）第十五条の三に規定する母子家庭居宅介護等事業を行っている國及び都道府県以外の者について同条の規定を適用する場合においては、同条中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に新法第十九条の三第二項に規定する寡婦居宅介護等事業を行っている新法第十五条の三に規定する母子家庭居宅介護等事業を行っている者について新法第十九条の三第二項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第十九条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第六条の二に規定する児童居宅生活支援事業を行っている國及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第十九条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第六条の二に規定する児童居宅生活支援事業を行っている國及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律（平成二年法律第二号）の施行の日から起算して三月以内に」とする。

2 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第十九条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条において「新法」という。）第六条の二に規定する児童居宅生活支援事業を行っている者、この法律の施行前に社会福祉事業法第六十七条の規定による事業の制限命令又は停止命令を受けていたときは、その者は、同法第八十四条の規定の適用について、この法律の施行後においても、当該事業の制限命令又は停止命令を受けている者とみなす。

2 法第二十二条第一項第二号の二及び第二号の三の業務に係る経費の財源に繰り入れるものとする。

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の附則において従前の例によることとする場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十三条 第十一条の規定による改正前の社会福祉・医療事業団法（次項において「旧法」という。）第四条第一項の規定による社会福祉・医療事業団（以下この条において「事業団」という。）に対する政府の出資金のうち、昭和六十三年度及び平成元年度において出資されたもの（次項において「特定出資金」という。）は、第十一条の規定による改正後の社会福祉・医療事業団法（以下この条において「新法」という。）第四条第二項の規定により、その金額を新法第三十三条の二第一項の基金に充てるべきものであることを示して政府から事業団に対して追加して出資されたものとみなす。

（地方自治法の一部改正）

第二十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のよう改定する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 精神薄弱者の福祉に関する事務（地方税法の一部改正）

第二百五十二条の十九第一項第五号の次に次の一号を加える。

第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号中「第十一條第一項第四号」を「第十四条第一項第三号」に改める。

第二十四条 地方税法の一部を次のよう改定する。

第二百五十二条の十九第一項第五号の次に次の一号を加える。

第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号中「第十一條第一項第四号」を「第十四条第一項第三号」に改める。

第二十五条 国有財産特別措置法の一部を次のよう改定する。

第一条第二項第一号中「第十四条」を「第五条の二」に、「第十八条」を「第五条」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第三項」に改める。

第二十六条 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）の一部を次の

ようて改正する。

第二条第一項第三号中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同項第四号中「第十

八条第一項第三号」を「第十八条第四項第三号」に改め、同項第五号中「精神薄弱者援護施設」

下に「のうち精神薄弱者更生施設、精神薄弱者

授産施設及び精神薄弱者通勤寮」を加える。

（激甚灾害に対処するための特別の財政援助等

に関する法律の一部改正）

第二十七条 激甚灾害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百

五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「精神薄弱者援護施設」

を「精神薄弱者更生施設又は精神薄弱者授産施設」に改める。

第二十八条 所得税法（昭和四十年法律第三十三

号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第三十四号中「第十一条第一項

（市町村）に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

第二十九条 沖縄振興開発特別措置法（昭和四十

六年法律第百三十一号）の一部を次のように改

正する。

別表精神薄弱者援護施設の項中「第十八条第

一項」を「第五条」に改め、同表老人福祉施設の

項中「第十四条第一項第一号及び第二号」を「第

五条の三」に改める。

（地震防災対策強化地域における地震対策緊急

整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する

法律の一部改正）

第三十条 地震防災対策強化地域における地震対

策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一

部を次のように改正する。

第三十一条 地震防災対策強化地域における地震対

策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一

部を次のように改正する。

第三十二条 地震防災対策強化地域における地震対

策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に

関する法律（昭和五十五年法律第六十三号）の一

部を次のように改正する。

第三十三条 消費税法（昭和六十三年法律第百八

号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号ロを削り、同号ハ中「ロ」を

「イ」に改め、同号ハを同号ロとする。

（民間事業者による老後の保健及び福祉のため

の総合的施設の整備の促進に関する法律の一部

改正）

第三十四条 民間事業者による老後の保健及び福

祉のための総合的施設の整備の促進に関する法

律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第三十五条 民間事業者による老後の保健及び福

祉のための総合的施設の整備の促進に関する法

律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のよう

に改正する。

第三十六条 民間事業者による老後の保健及び福

祉のための総合的施設の整備の促進に関する法

律（平成元年法律第六十四号）の一部を次のよう

に改正する。

（厚生省設置法の一部改正）

第三十七条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第

百五十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第五十七号中「定めること」を「定め、

同法の規定に基づき指定法人を指定し、及び指

定法人に対し、認可、承認その他監督を行うこと」に改める。

（厚生省設置法の一部改正）

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

社会労働委員長 浜本 万三  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

優生保護法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

社会労働委員長 浜本 万三  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

優生保護法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

社会労働委員長 浜本 万三  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

本法律案は、都道府県知事の指定を受けて受

胎調節の実地指導を行なう者が受胎調節のために

必要な医薬品を販売することができる期間を五

年間延長するものであり、妥当な措置と認め

る。

（過疎地域活性化特別措置法の一部改正）

第三十五条 過疎地域活性化特別措置法（平成二

年法律第十五号）の一部を次のように改正す

る。

（社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正）

第三十六条 過疎地域活性化特別措置法の一部

を次のように改正する。

第三十七条 第二項中「第十一条の二第一項第二

号」を「第十条の三第一項第二号」に改める。

（市町村）に改める。

（沖縄振興開発特別措置法の一部改正）

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

官 報 (号) 外

一、青少年を中心としたもの、避妊・妊娠・出産が健康の一環であるとしてとらえ、倫理観の上に立った、その正しい知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。また、専門家による実情についての調査を検討すること。

二、受胎調節実地指導員の養成については、今後、諸情勢の変化に応じたものになるよう検討すること。

三、受胎調節実地指導員の養成については、今後、諸情勢の変化に応じたものになるよう検討すること。

右決議する。

優生保護法の一部を改正する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二年六月十五日

衆議院議長 櫻内 義彦

参議院議長 土屋 義彦

優生保護法の一部を改正する法律

優生保護法(昭和二十三年法律第百五十六号)の一部を次のように改定する。

第三十九条第一項中「昭和六十五年七月三十一日」を「平成七年七月三十一日」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔浜本万三君登壇、拍手〕

○浜本万三君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案の主な内容は、労働大臣は高年齢者等職業安定対策基本方針を策定するも

のとともに、定年到達者の再雇用に関する事業主の努力義務を定めること等であります。

委員会におきましては、六十歳定年の完全定着、定年到達者の再雇用努力義務、高年齢者雇用率制度の検討等について質疑が行われましたが、

その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、老人福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容は、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務を町村へ移譲すること、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスに関する規定を整備すること、市町村及び都道府県は老人保健福祉計画を策定すること、

在宅福祉サービスや精神薄弱者福祉ホーム、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉団における基金の設置、有料老人ホームに対する規制等の措置を行うものであります。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

○議長(土屋義彦君) 日程第七 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

〔以上両案を一括して議題といたします。〕

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長対馬孝且君。

のとするとともに、定年到達者の再雇用に関する事業主の努力義務を定めること等であります。

委員会におきましては、六十歳定年の完全定着、定年到達者の再雇用努力義務、高年齢者雇用率制度の検討等について質疑が行われましたが、

その詳細は会議録によって御承知願います。質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、老人福祉法等の一部を改正する法律案の主な内容は、特別養護老人ホーム等及び身体障害者更生援護施設への入所決定等の事務を町村へ移譲すること、ホームヘルプサービス等の在宅福祉サービスに関する規定を整備すること、市町村及び都道府県は老人保健福祉計画を策定すること、

在宅福祉サービスや精神薄弱者福祉ホーム、視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業等を社会福祉団における基金の設置、有料老人ホームに対する規制等の措置を行うものであります。

○議長(土屋義彦君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもつて可決されました。

○議長(土屋義彦君) 日程第六 大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

○議長(土屋義彦君) 日程第七 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

〔以上両案を一括して議題といたします。〕

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長対馬孝且君。

なお、本法律案に対し附帯決議が全会一致をもつて付されております。

次に、優生保護法の一部を改正する法律案は、都道府県知事の指定を受けて受胎調節の実地指導を行う者が受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を五年間延長するものであります。

採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されており

ます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

審査報告書

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

参議院議長 土屋 義彦

建設委員長 対馬 孝且

参議院議長 土屋 義彦

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、大都市地域において居住環境の良好な住宅に対する著しい需要が存する現状にかんがみ、住宅及び住宅地の供給を促進するため、建設大臣が新たに住宅及び住宅地の供給に関する基本方針を策定することとともに、関係都府県はこれに即して住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、あわせて土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域についてその都市計画を定める場合における要件の緩和を行なう等の措置を講じようとするもので、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、大都市地域における住宅・宅地の供給促進とあわせて、住宅問題が深刻化している地方都市

についても適切な措置を講じ、大都市地域への

人口集中が加速しないよう十分配慮すること。

二、住宅・宅地の供給基本方針及び供給計画の策定にあたっては、一般労働者が負担可能な価格

又は賃貸で入居できる適正規模の良質な住宅を供給することを明示するとともに、公的住宅の供給を優先させ、また、高齢者・障害者住宅等の確保に努めること。

三、国及び関係地方公共団体は、住宅・宅地の供給基本方針及び供給計画の達成のため、必要な

財政上、金融上、税制上その他の措置を講ずるよう努めること。

四、住宅・宅地の供給に関する必要となる公共公益施設の整備については、関連公共施設整備促進事業の拡充等、開発者及び関係地方公共団体の負担軽減に努めること。

五、住宅・宅地の供給事業の実施、地区計画制度等による建築制限の緩和等が、新たな地価の高騰を招くことのないよう、民間事業者による乱開発、土地の買い占め、投機的取引を厳しく抑制するよう指導するとともに、国土利用計画法の適確かつ機動的な運用に努めること。

六、地区計画制度及び住宅地高度利用地区計画制度により容積率等を緩和する場合には、周辺の住居環境の悪化をもたらさないよう十分配慮すること。

七、遊休土地転換利用促進地区制度については、低・未利用地の判定基準等適用要件の明確化を図り、その積極的な運用に努めること。なお、遊休土地転換利用促進地区内の国公有地の有効利用の促進に特に留意すること。

八、大都市地域における土地・住宅問題の解決に資するため、行政機関等の移転構想を早急に策定し、その具体化を図り、諸機能の分散を強力に推進すること。

右決議する。

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案に推進すること。

「講ずるよう」に改め、同条に次の一項を加える。  
 平成二年六月十一日 参議院議長 櫻内 義雄  
 参議院議長 土屋 義彦殿

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
 よつて国会法第八十三条により送付する。

第三条中「必要となる」の下に「住宅及び」を加え、「住宅市街地を開発する事業」を「住宅市街地の開発整備に関する事業」に、「講ずるよう」に改め、「講ずるよう」に改め、同条に次の一項を加える。  
 2 国及び関係地方公共団体は、前項に定めるもののほか、大都市地域における土地の有効な利用を促進し、並びにその投機的取引を抑制して住宅及び住宅地の供給の促進を図るために、必要な税制上の措置その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

「第二章 宅地開発協議会」を「第一章 住宅及び住宅地の供給に関する基本方針等」に改める。  
 第四条に見出しとして「(宅地開発協議会)」を付し、同条第一項中「及び関係のある地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市」を、関係のある指定都市及び住宅・都市整備公団」に改め、第一章中同条の前に次の六条を加える。  
 (供給基本方針)

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する法律案題名中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

第三条の二 建設大臣は、首都圏、近畿圏及び中部圏の各圏域ごとに、当該圏域における住宅の需要及び供給の現況及び将来の見通しを勘案して、大都市地域(その周辺の自然的及び社会的に密接な関係がある地域を含む。以下この章において同じ。)における住宅及び住宅地の供給に関する基本方針(以下この章において「供給基本方針」という。)を定めるものとする。

2 供給基本方針においては、次に掲げる事項を

3 供給基本方針は、全国総合開発計画、首都圏及び住宅地の供給の促進に関する基本的施策に定められたものとする。

4 供給基本方針は、全国総合開発計画、首都圏整備計画、近畿圏整備計画、中部圏開発整備計画その他の法律の規定による地域の振興又は整備に関する国の計画及び住宅建設計画法(昭和四十一年法律第二百号)第五条第一項の規定による地方住宅建設五箇年計画との調和が保たれたものでなければならぬ。

5 建設大臣は、供給基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、政令で定める審議会及び関係都府県の意見を聴かなければならない。

6 建設大臣は、供給基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、関係行政機関の長及び関係都府県に送付しなければならない。

7 前二項の規定は、供給基本方針の変更について準用する。

(供給計画)

第三条の三 東京都、大阪府その他の住宅の需要の特に著しい政令で定める都府県は、供給基本方針に則して、当該都府県に係る区域における住宅及び住宅地の供給に関する計画(以下この

- 章において「供給計画」という。)を定めるものとする。
- 2 供給計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 住宅及び住宅地の供給に関する方針
  - 二 当該都府県に係る区域における地域別のお宅及び住宅地の供給の目標年次及び目標量
  - 三 前号の目標量を達成するため必要な住宅及び住宅地の供給の促進に関する施策
  - 四 住宅及び住宅地の供給を重点的に図るべき地域に関する事項並びに当該地域における住宅及び住宅地の供給の促進策
  - 5 供給計画は、住宅建設計画法第六条第一項の規定による都道府県住宅建設五箇年計画との調和が保たれたものでなければならない。
  - 6 都府県は、供給計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならぬ。
  - 7 前三項の規定は、供給計画の変更について準用する。
- (国及び関係地方公共団体等の責務)
- 第三条の四 国及び関係地方公共団体は、供給基本方針及び供給計画の達成に資することとなるよう、住宅又は住宅地の供給に関する事業を行なう者に対

する助言、指導等の援助その他の必要な措置をする。

2 住宅・都市整備公団、関係地方住宅供給公社、関係土地開発公社及び日本労働者住宅協会は、供給基本方針及び供給計画の達成に資することとなるよう、住宅又は住宅地の供給に関する事業を実施するよう努めなければならない。

(助言、指導その他の援助)

第三条の五 国は関係都府県及び関係市町村に対し、関係都府県は関係市町村に対し、供給基本方針及び供給計画の達成のため、当該都府県又は市町村における住宅及び住宅地の計画的な供給に関する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

4 都府県は、供給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、建設大臣に報告し、かつ、関係市町村に送付しなければならない。

5 都府県は、供給計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、建設大臣に報告し、かつ、関係市町村に送付しなければならない。

6 建設大臣は、前項の規定により供給計画について報告を受けたときは、都府県に対し、必要な助言をることができる。

7 前三項の規定は、供給計画の変更について準用する。

(国及び関係地方公共団体等の責務)

第三条の四 国及び関係地方公共団体は、供給基本方針及び供給計画の達成のため、住宅又は住宅地の供給に関する事業の実施、相当規模の住宅又は住宅地の供給に関する事業を行なう者に対

する助言、指導等の援助その他の必要な措置をする。

2 住宅・都市整備公団、関係地方住宅供給公社、関係土地開発公社及び日本労働者住宅協会は、供給基本方針及び供給計画の達成に資することとなるよう、住宅又は住宅地の供給に関する事業を実施するよう努めなければならない。

(助言、指導その他の援助)

第三条の五 国は、この章に定める施策を進めるに当たつては、関係都府県と密接に連絡し、その立場を尊重するものとする。

2 住宅市街地の開発整備の方針は、供給計画に適合するように定めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、第一項の住宅市街地の開発整備の方針に従い、同項第二号の地区における良好な住宅市街地の開発整備を促進するため、第五条第一項の規定による土地区画整理促進区域、都市計画法第十二条の四第一項第二号に規定する住宅地高度利用地区計画その他の都市計画の決定、住宅市街地の開発整備に関する事業の実施、良好な住宅市街地の開発整備に

関連して必要となる公共の用に供する施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 都市計画法第七条第四項の市街化区域及び住宅地の供給を促進するため良好な住宅市街地の開発整備を図るべきものとして建設大臣が指定するものに係る都市計画法第七条第四項の市街化区域及び市街化調整区域の整備、開発又は保全の方針においては、次に掲げる事項を明らかにした住宅市街地の開発整備の方針を定めなければならない。

5 一 当該都市計画区域内の住宅市街地の開発整備の目標及び良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

6 ロに掲げる地区並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要

7 イ一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を開発し、又は開発すべき市街化区域における

相当地域の地区

(国の配慮)

第四条の二 国は、この章に定める施策を進めるに当たつては、関係都府県と密接に連絡し、その立場を尊重するものとする。

2 第十五条第一項第四号中「五ヘクタール」を「二ヘクタール」に改める。

3 第二十四条第一項第一号中「第二種住居専用地域内」の下に「又は第二種住居専用地域及び住居地内」を加える。

4 第五百条中「地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。)」を「指定都市」に改める。

5 第百十一条第一項中「賄賂」を「わいろ」に、「二十五万円」を「百万円」に改める。

6 第百十二条及び第一百十三条中「三十万円」を「二十万円」に改める。

7 第百十六条中「十万円」を「五十万円」に改める。

8 第百十七条及び第一百十八条中「三万円」を「一十万円」に改める。

9 第百十九条及び第一百二十条中「一万元」を「五万元」に改める。

10 第百二十二条を次のように改める。

11 第百二十二条を次のように改める。

12 第百二十二条次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

13 第四十四条第二項の規定に違反した者は

14 第四十五条第二項において準用する土地区画整理法第三十二条第七項の規定に違反した

15 第百二十二条を削る。

## 附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市計画法の一部改正)

3 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第二号及び第三号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

第十二条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第六号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

(住宅金融公庫法の一部改正)

4 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第四項中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第五十二条第一項及び第二項中「大都市地域住宅等供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

5 租税特別措置法(昭和三十二年法律第一一十六号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項第三号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第三十三条の三第一項、第三十四条第二項第一号及び第三十四条の二第二項第十五号中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第六十四条第一項第三号中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第六十五条第一項、第六十五条の三第一項第一号及び第六十五条の四第一項第十五号中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

(特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の一部改正)

第六十五条第一項、第六十五条の三第一項第一号及び第六十五条の四第一項第十五号中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第六十六条中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に、「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

(公有水面埋立法等の一部改正)

7 次に掲げる法律の規定中「住宅地等」を「住宅及び住宅地」に改める。

一 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)

第二十一条の三第一項及び第二項中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

四 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)

第四十二条第一項第二号、第四号及び第五号

五 地方税法(昭和二十五年法律第一二百二十六号)第七十三条の二第一項、第三十四条第二項第一号及び第三十四条の二第二項第十五号中「大都市地域住宅地供給促進法」を「大都市地域住宅等供給促進法」に改める。

第七十三条の六第三項から第五項まで、第七十三条の十四第十項、第三百四十三条第六項並びに附則第十二条の四第五項及び第十六条第六項

第六项

六 所得税法(昭和四十年法律第三十二号)別表第一第一号の表

七 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第一第一号の表

八 印紙税法(昭和四十二年法律第一二三号)別表第一の表

九 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)第五条第七号

十 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第四条第二項第二号

十一 生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項、第四条第一項及び第三項並びに第十条

十二 農業組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第六十条第三号及び第八十九条第二項

十三 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)第二十九条第一項第十二号

十四 消費税法(昭和六十三年法律第二百八号)別表第三第一号の表

十五 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一體的推進に関する特別措置法(平成元年法律第六十一号)第十七条(見出しを含む。)

## 審査報告書

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

建設委員長 対馬 孝且

参議院議長 土屋 義彦殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給がひっ迫している現状等にかんがみ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進とを図るために一体的かつ総合的に良好な住宅街地の開発整備を行うための住宅地高度利用地区計画に関する都市計画を創設し、当該住宅地高度利用地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例を定めるとともに、合理的な土地利用を促進するため地区計画制度を拡充して住居と住居以外の用途別に容積率の最高限度を定めることができるることとし、あわせて計画的な土地利用の増進を図るため遊休土地転換

利用促進地区に関する都市計画を創設し、遊休土地の有効かつ適切な利用を促進するための措置を講じようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

# 官報(号外)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、大都市地域における住宅・宅地の供給促進とあわせて、住宅問題が深刻化している地方都市についても適切な措置を講じ、大都市地域への人口集中が加速しないよう十分分配慮すること。

二、住宅・宅地の供給基本方針及び供給計画の策定にあたっては、一般労働者が負担可能な価格又は家賃で入居できる適正規模の良質な住宅を供給することを明示するとともに、公的住宅の供給を優先させ、また、高齢者・障害者住宅等の確保に努めること。

三、国及び関係地方公共団体は、住宅・宅地の供給基本方針及び供給計画の達成のため、必要な財政上、金融上、税制上その他の措置を講ずるよう努めること。

四、住宅・宅地の供給に関連して必要となる公共公益施設の整備については、関連公共施設整備促進事業の拡充等、開発者及び関係地方公共団体の負担軽減に努めること。

五、住宅・宅地の供給事業の実施、地区計画制度等による建築制限の緩和等が、新たな地価の高騰を招くことのないよう、民間事業者による乱開発、土地の買い占め、投機的取引を厳しく抑制するよう指導するとともに、国土利用計画法の適確かつ機動的な運用に努めること。

六、地区計画制度及び住宅地高度利用地区計画制度により容積率等を緩和する場合には、周辺の住居環境の悪化をもたらさないよう十分分配慮すること。

七、遊休土地転換利用促進地区制度については、低・未利用地の判定基準等適用要件の明確化を図り、その積極的な運用に努めること。なお、遊休土地転換利用促進地区内の国公有地の有効利用の促進特に留意すること。

八、大都市地域における土地・住宅問題の解決に資するため、行政機関等の移転構想を早急に策定し、その具体化を図り、諸機能の分散を強力に推進すること。

右決議する。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十一日

参議院議長　土屋　義彦殿

衆議院議長　櫻内　義雄

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案

(都市計画法の一部改正)

第一条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

日次中「都市計画制限」を「都市計画制限等」と、「第四節 地区計画等の区域内における建築等の規制(第五十八条の二・第五十八条の三)」を「第四節 遊休土地転換利用促進地区内における建築等の規制(第五十八条の二)」に改め、同項中第四号を第五号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 住宅地高度利用地区計画

第十二条の四第二項から第八項までを削り、

等の規制(第五十八条の二・第五十八条の二)ける土地利用に関する措置等(第五十八条の二)に改める。

四一第五十八条の十一】に改める。

第十条の二の次に次の二条を加える。

(遊休土地転換利用促進地区)

第十条の三、都市計画には、当該都市計画区域について必要があるときは、次に掲げる条件に該当する土地の区域について、遊休土地転換利用促進地区を定めるものとする。

一 当該区域内の土地が、相当期間にわたり住宅の用、事業の用に供する施設の用その他他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当していること。

二 当該区域内の土地が前号の要件に該当していることが、当該区域及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図ることで著しく支障となつていてこと。

三 当該区域内の土地の有効かつ適切な利用を促進することが、当該都市の機能の増進に寄与すること。

四 おおむね五千平方メートル以上の規模の区域であること。

五 当該区域が市街化区域内にあること。

2 遊休土地転換利用促進地区については、名称、位置及び区域その他政令で定める事項を都市計画に定めるものとする。

第十二条の四第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第四号を第五号とし、第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 地区計画について

2 地区計画について

もののか、当該地区計画の目標その他当該区域の整備、開発及び保全に関する方針並びに主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(以下「地区施設」という。)及び建築物その他の工作物(次項及び第五項、次条第二項から第四項まで、第二十三条第七項並びに第五十三条第一項において「建築物等」という。)の整備並びに土地の利用に関する計画(以下「地区整備計画」という。)を都市計画に定めるものとする。

3 地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

4 地区整備計画においては、住居と住居以外の用途とを適正に配分することが当該地区整備計画の区域の特性に応じた合理的な土地利用の促進を図るため必要であると認められるときは、前項第二号の建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度をその全部又は一部を住宅の用途に供する建築物に係るものとそれ以外の建築物に係るものとに区分し、その全部又は一部を住宅の用途に供する建築物に係るものとの数値以上のもとして定めるものとする。

5 地区整備計画においては、第三項に定めるもののほか、適正かつ合理的な土地利用の促進を図るため、都市計画施設である道路（自動車のみの交通の用に供するもの及び自動車の沿道への出入りができる高架その他の構造のものに限る。）の整備と併せて当該都市計

画施設である道路の上空又は路面下において建築物等の整備を一体的に行うことが適切であると認められるときは、当該都市計画施設

である道路の区域のうち、建築物等の敷地と

して併せて利用すべき区域を定めることがで

きる。この場合においては、当該区域内における建築物等の建築又は建設の限界（当該都

市計画施設である道路の整備上必要な建築物等の建築又は建設の限界であつて、空間又は地下について上下の範囲を定めたものをい

う。）をも定めなければならない。

6 地区計画を都市計画に定める際、当該地区

計画の区域の全部又は一部について地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部について地区整備計画を定めることを要しない。この

場合において、地区計画の区域の一部について地区整備計画を定めるときは、当該地区計画においては、地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

（住宅地高度利用地区計画）

第十二条の六 住宅地高度利用地区計画は、土

地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の

増進とを図るため、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地の開発整備を行うための計画と

して、次に掲げる条件に該当する土地の区域について定めるものとする。

一 現に土地の利用状況が著しく変化しつつあり、又は著しく変化することが確実であると見込まれる区域であること。

二 合理的かつ健全に土地の高度利用がなされた良好な住宅市街地の開発整備を図る上

で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。

三 当該区域内の土地の高度利用を図り、良好な住宅市街地の開発整備を行うことが、当該都市の機能の増進に寄与すること。

四 当該区域が第一種住居専用地域又は第二種住居専用地域にあること。

五 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

六 住宅地高度利用地区計画については、第十一条の四第二項に定めるもののほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。

一 当該住宅地高度利用地区計画の目標並びに土地利用に関する基本方針その他の当該

区域の整備、開発又は保全に関する方針

二 道路、公園その他の政令で定める施設（都市計画施設及び地区施設を除く。）の配置及び規模

三 地区施設及び建築物等の整備並びに土地の利用に関する計画（以下「住宅地高度利用地区整備計画」という。）

四 住宅地高度利用地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、住宅地高度利用地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度その他建築物等に関する事項で政令で定めるもの

五 住宅地高度利用地区計画を都市計画に定める際、当該住宅地高度利用地区計画の区域の全部又は一部について、当面建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備されるべき公共施設の整備に関する事業が行われる見込みがないときその他の住宅地高度利用地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部に

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に関する事項で政令で定めるもの

四 住宅地高度利用地区計画を都市計画に定めるに当たっては、第十三条第一項及び第二項に定めるもののほか、次に掲げるところに從わなければならない。

一 第二項第二号に規定する施設及び地区施設の配置及び規模は、当該区域及びその周辺において定められている他の都市計画と併せて効果的な配置及び規模の公共施設を備えた良好な都市環境を形成するよう、必

要な位置に適切な規模で定めること。

二 建築物等に関する事項は、市街地の空間の有効な利用、良好な住居の環境の確保等を考慮して、建築物等が当該区域にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた適正かつ合理的な土地の利用形態となるよう定めること。

三 住宅地高度利用地区整備計画の区域は、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしいものとなるよう定めること。

四 住宅地高度利用地区計画を都市計画に定める際、当該住宅地高度利用地区計画の区域の全部又は一部について、当面建築物若しくは建築敷地の整備又はこれらと併せて整備され

る見込みがないときその他の住宅地高度利用地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該区域の全部又は一部に

# 官報 (号外)

ことを要しない。この場合において、住宅地高度利用地区計画の区域の一部について住宅地高度利用地区整備計画を定めるときは、当該住宅地高度利用地区計画について、住宅地高度利用地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

6 住宅地高度利用地区計画の区域（住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域を除く。）のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地（国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されているものを除く。）について所有権又は建物の所有目的とする地上権若しくは賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者は、その全員の合意により、当該住宅地高度利用地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつている土地の区域につき、当該住宅地高度利用地区計画に関する都市計画に住宅地高度利用地区整備計画を定めることを要請することができる。

（再開発地区計画等について都市計画に定めるべき事項）

第十二条の七 再開発地区計画、沿道整備計画及び集落地区計画について都市計画に定めるべき事項は、第十二条の四第二項に定めるも

のほか、別に法律で定める。  
第三十三条第一項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項中第十一号を第十三号とし、第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第七号を第八号とし、同号の次に次の「一号を加える。

九 住宅地高度利用地区計画は、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進と

が図られることを目的として、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地の開発整備が行われることとなるよう定めること。この場合において、第一種住居専用地域については、住宅地高度利用地区計画の区域の周辺の低層住宅に係る良好な住居の環境の保護に支障がないように定めること。

第十三条第一項第六号中「第四号前段」を「第五号前段」に改め、同号を同項第七号とし、第三号の次に次の「一号を加える。

四 遊休土地転換利用促進地区は、主として

関係権利者による有効かつ適切な利用を促進する必要があると認められる土地の区域について定めること。

第十四条第二項中「促進区域の区域」の下に「遊休土地転換利用促進地区の区域」と、「及び地区整備計画の区域」の下に「住宅地高度利用地区計画の区域」を加え、同項中第五号を第十二条の五第五項に改める。

第五節 遊休土地転換利用促進地区内

における土地利用に関する措置等

（土地の所有者等の責務等）

第五十八条の四 遊休土地転換利用促進地区内

に次の一項を加える。

4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聽かなければならぬ。  
第二十一条第一項中「第十三条第一項第十一号」を「第十三条第一項第十三号」に改め、「なつたとき」の下に「遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についてその目的が達成されたと認めるとき」を加え、同条第二項中「第十七条第四項」を「第十七条第五項」に改める。  
第二十三条第七項中「第十二条の四第六項」を「第十二条の五第五項」に改める。  
「第三章 都市計画制限」を「第三章 都市計画制限等」に改める。

第五十九条の五 国及び地方公共団体は、遊休土地転換利用促進地区的区域及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るために、地区計画その他の都市計画の決定、土地区画整理事業の施行その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
（遊休土地である旨の通知）  
第五十九条の六 市町村長は、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画についての第二十条第一項（第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日の翌日から起算して二年を経過した後において、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地を所有している者のその所有に係る土地（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十八条第一項の規定による通知に係る土地及び國又は地方公共団体若しくは港務局の所有する土地について所有権又は地上権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を有する者は、できる限り速やかに、当該土地の有効か

一部について地上権その他の政令で定める使用又は収益を目的とする権利が設定されいるときは、当該権利を有している者及び当該土地の所有者に当該土地が遊休土地である旨を通知するものとする。

一 その土地が千平方メートル以上の一团の土地であること。

二 その土地の所有者が当該土地を取得した後二年を経過したものであること。

三 その土地が住宅の用、事業の用に供する施設の用その他の用途に供されていないことその他の政令で定める要件に該当するものであること。

四 その土地及びその周辺の地域における計画的な土地利用の増進を図るため、当該土地の有効かつ適切な利用を特に促進する必要があること。

## 官 報 (外 号)

2 市町村長は、前項の規定による通知をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(遊休土地に係る計画の届出)

第五十八条の七 前条第一項の規定による通知を受けた者は、その通知があつた日の翌日から起算して六週間以内に、建設省令で定めるところにより、その通知に係る遊休土地の利用又は処分に関する計画を市町村長に届け出なければならない。

(勧告等)

第五十八条の八 市町村長は、前条の規定による届出があつた場合において、その届出に係る計画に従つて当該遊休土地を利用し、又は処分することが当該土地の有効かつ適切な利

用の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、相当の期限を定めて、その届出に係る計画を変更すべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市町村長は、前項の規定による勧告をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告を受けた者に對し、その勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

(遊休土地の買取りの協議)

第五十八条の九 市町村長は、前条第一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る遊休土地の買取りを希望する地方公共団体、土地開発公社その他政令で定める法人(以下この節において「地方公共団体等」という。)のうちから買取りの協議を行う者を定め、買取りの目的を示して、その者が買取りの協議を行ふ旨をその勧告を受けた者に通知するものとする。

2 市町村長は、前項の規定により協議を行う者として定められた地方公共団体等は、同項の規定による通知があつた日の翌日から起算して六週間を経過するまでの間、その通知を受けた者と当該遊休土地の買取りの協議を行ふことができる。この場合において、その通知を受けた者は、正当な理由がなければ、当該遊休土地の買取りの協議を行ふことを拒んではならぬ。

(遊休土地の買取り価格)

第五十八条の十 地方公共団体等は、前条の規

定により遊休土地を買取る場合には、地価公示法(昭和四十四年法律第四十九号)第六条の規定による公示価格を標準として算定した価格(当該土地が同法第二条第一項の都市計画区域以外の区域内に所在するときは、近傍類地の取引価格等を考慮して算定した当該土地の相当な価格)をもつてその価格としなければならない。

(買取りに係る遊休土地の利用)

第五十八条の十一 地方公共団体等は、第五十八条の九の規定により買取った遊休土地をその遊休土地に係る都市計画に適合するよう

に有効かつ適切に利用しなければならない。

第九十条第一項中「賄賂」を「わい」と、「百万元」を「二百万円」に改める。

第九十一条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第九十二条中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第一号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条次の一號を加える。

八 第五十八条の七の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十二条の次に次の一条を加える。

第九十二条の二 第五十八条の八第二項の規定による報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

第九十三条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第九十四条中「前二条」を「第九十一条から前二条まで」に改める。

第九十五条中「三十万円」を「五十万円」に改める。

第九十六条中「十万円」を「二十万円」に改める。

附則第三項中「関する規定」の下に「(第十条の三第一項第五号を除く。)」を加える。

附則第六項中「三十万円」を「五十万円」に改める。

附則第八項中「十万円」を「二十万円」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の一部を次のようにより改正する。

目次中「第六十八条の六」を「第六十八条の八」に改める。

第二条第二十三号中「第十二条の四第四項」を「第十二条の五第一項」に改め、同条第三十号を第三十二号とし、第二十九号を第三十一号とし、第二十八号を第三十号とし、同条第二十七号中「第十二条の四第一項第四号」を「第十二条の四第一項第五号」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十六号中「第十二条の四第一項第四号」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同条第二十四号中「第十二条の四第一項第二号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同号を同条第二十六号とし、第二十九号を第三十一号とし、同号を同条第二十二号とし、同号を同条第二十号とし、同号を同条第二十八号とし、同条第二十五号を同条第二十七号とし、同号を同条第二十四号中「第十二条の四第一項第二号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同号を同条第二十六号とし、同号を同条第二十二号とし、同号を同条第二十三号の次に次の二号を加える。

二十四 住宅地高度利用地区計画 都市計画法第十二条の四第一項第二号に掲げる住宅地高度利用地区計画をいう。

二十五 住宅地高度利用地区整備計画 都市計画法第十二条の六第二項第三号に規定す

る住宅地高度利用地区整備計画をいう。

第四十三条第一項第一号中「第十二条の四第六項」を「第十二条の五第五項」に改める。

第五十九条第一項中「建築物の建築面積」の下に「(同一敷地内に)二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計」を加える。

第六十八条の二第一項中「(地区計画)の下に「住宅地高度利用地区計画」を、「地区整備計画」の下に「、住宅地高度利用地区整備計画」を加える。

「住宅地高度利用地区計画」を加える。

第三章第七節中第六十八条の六を第六十八条の八とし、第六十八条の三から第六十八条の五までを二条ずつ繰り下げ、第六十八条の二の次に次の二条を加える。

(地区計画の区域内における建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の特例)

第六十八条の三 次に掲げる条件に該当する地

区計画の区域内にあるその全部又は一部を住

宅の用途に供する建築物については、当該地

区計画において定められた建築物の延べ面積

(同一敷地内に)二以上の建築物がある場合に

おいては、その延べ面積の合計。(以下この節

において同じ。)の敷地面積に対する割合の最

高限度が定められている区域に限る。(内にお

いては、当該住宅地高度利用地区計画の内容

に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、適用しない。

第六十八条の三 次に掲げる条件に該当する地

区計画の区域内における建築物の延べ面積

に対する割合の最高限度 (その全部又は一部を住

宅の用途に供する建築物に係るもの)の数値が、それ以外の建築物に係るものとの数値以上で、かつ、第五十二条第一項第三号又は第四号に掲げる数値以上その一・五倍以下で定められているものに限る。)

口 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度

ハ 建築物の敷地面積の最低限度

ニ 壁面の位置の制限 (道路に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

三 前条第一項の規定に基づく条例で、前号ロからニまでに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

(住宅地高度利用地区計画の区域内の制限の緩和等)

第六十八条の四 住宅地高度利用地区計画の区域 (住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域のうち建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている区域に限る。内においては、当該住宅地高度利用地区計画の内容に適合し、かつ、その敷地面積が政令で定める規模以上の建築物であつて特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十五条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

4 住宅地高度利用地区計画の区域 (住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域に限る。第六項において同じ。)内においては、敷地内に有効な空地が確保されていること等により、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可した建築物については、第五十六条の規定は、適用しない。

5 第四十四条第二項の規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

2 住宅地高度利用地区計画の区域 (住宅地高度利用地区整備計画が定められている区域のうち当該住宅地高度利用地区整備計画において十分の六以下の数値で建築物の建築面積(同一敷地内に)二以上の建築物がある場合においては、その建築面積の合計。以下この節

において同じ。)の敷地面積に対する割合の最高限度が定められている区域に限る。(内においては、当該住宅地高度利用地区計画の内容に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものについては、第五十三条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、適用しない。

第六十八条第一項中「又は第六十八条の三第三項」を「第六十八条の四第一項から第三項まで又は第六十八条の五第一項」に改める。

第八十八条第一項中「ウォーターシュート」、「本項」を「」の項に、「第八十九条」を「次条」に改め、同条第二項

中「第六十八条の三第四項」を「第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項」に、「第八十九条」を「次条」に改め、同条第五項中「第八十九条を「次条」に改める。

項ただし書中「又は公益上やむを得ない」とあるのは「公益上やむを得ないと認め、又は住宅地高度利用地区計画において定められた土地利用に関する基本方針に適合し、かつ、当該住宅地高度利用地区計画の区域における業務の利便の増進上やむを得ない」とする。

第八十六条第一項中「又は第六十八条の三第三項」を「第六十八条の四第一項から第三項まで又は第六十八条の五第一項」に改める。

「ウォーターシュート」、「本項」を「」の項に、「第八十九条」を「次条」に改め、同条第二項

中「第六十八条の三第四項」を「第六十八条の四第六項、第六十八条の五第四項」に、「第八十九条」を「次条」に改め、同条第五項中「第八十九条を「次条」に改める。

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の建築基準法の規定によりされた許可、申請等の処分又は手続は、それぞれ同条の規定による改正後の建築基準法の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(都市再開発法の一部改正)

4 都市再開発法(昭和四十四年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

イ 建築物の延べ面積の敷地面積に対する

第一百九条の二第一項及び第一百八条の二十五

第一項中「第十二条の四第四項」を「第十二条の五第二項」に、「第十二条の四第六項」を「第十二条の五第五項」に改める。

(国土利用計画法の一部改正)

5 國土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

〔(都市計画法第五十八条の六第一項の規定による通知に係る土地を除く。)〕を加え、同条に次の二項を加える。

〔(都市計画法第五十八条の六第一項の規定による通知に係る土地を除く。)〕を加え、同条に次

の二項を加える。

3 都道府県知事は、都市計画法第七条第一項の規定による市街化区域に所在する土地について第一項の規定による通知をしたときは、

遅滞なく、その旨をその通知に係る土地が所

在する市町村の長に通知しなければならぬ

(浄化槽法の一部改正)

6 淨化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

〔第二条第十一号中「第二条第三十号本文」〕を

〔(大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法の一部改正)〕に改める。

7 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法(昭和六十三年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二号中「同条第四項」を「同法第十二条の五第二項」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

8 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項第二号の二中「第十二条の四第一項第二号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同項第四号の二中「第二号」を「第三号」に改める。

〔(地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)に改め、同項第四号の二中「第二号」を「第三号」に改める。〕

(地方税法の一部改正)

9 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のように改正する。

〔(第五百八十六条第二項第二十号の二中「第十二条の四第一項第二号」を「第十二条の四第一項第三号」に改め、同項第二十号の四中「第二号」を「第三号」に改める。〕

〔(第七百一十条の四十一第五項第二号中「第十二条の四第一項第一号」を「第二号」に改め、同項第二十号の四中「第二号」を「第三号」に改める。〕

〔(附則第十一条第十四項中「第一号」を「第二号」に改める。〕

〔(第七百一十条の四十一第五項第二号中「第十二条の四第一項第一号」を「第二号」に改め、同項第二十号の四中「第二号」を「第三号」に改める。〕

〔(附則第十一条第十四項中「第一号」を「第二号」に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

〔(第三号に改める。〕

る基本方針を策定するとともに、関係都府県はこれに即して住宅及び住宅地の供給に関する計画を策定することとし、あわせて土地区画整理促進区域及び住宅街区整備促進区域について要件の緩和を行う等の措置を講じようとするものであります。

次に、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は、大都市地域を中心として住宅宅地需給が逼迫している現状にかんがみ、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の増進を図るため、良好な住宅市街地の開発整備を行うための住宅地高度利用地区計画制度を創設し、当該住宅地高度利用地区計画の区域内における建築物等に対する制限の特例を定めるとともに、合理的な土地利用を促進するため、地区計画制度を拡充して居住と住居以外の用途別に容積率の最高限度を定めることができることとし、あわせて遊休土地転換利用促進地区制度を創設し、遊休土地の有効かつ適切な利用を促進するための措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とす。

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

の一部を改正する法律案は全会一致をもって、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案は多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、二法律案に対し附帯決議を付すことにて決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたしました。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長青木薪次君。

## 審査報告書

## 郵便貯金法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

通信委員長 青木 薪次  
参議院議長 土屋 義彦殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

本法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金をもつて取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるよう改正を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

## 一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

## 附帯決議

政府は、この法律の施行に当たり、為替貯金事業をめぐる厳しい情勢に対応するとともに貯蓄の増強に資するため、次の各項の早急な実現に積極的に努めるべきである。

一 国民の大多数を占める小口預金者の利益を確保するため、郵便貯金を含む小口預貯金金利の完全自由化の早期実現を図ること。

一 国民の健全な資産形成に資するため、郵便貯金の総額制限額の引上げを図るとともに、長寿社会に対応した商品を早急に開発し、提供すること。

十二 資金をもつて引受け、応募又は買入れを行つた債券であつて政令で定めるものの金融機関その他政令で定める法人に対する貸付け

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

## 審査報告書

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

通信委員長 青木 薪次  
参議院議長 土屋 義彦殿

## 要領書

## 一、委員会の決定の理由

多様化・高度化する国民のニーズにより適切に応えるため、職員に対する研修を一層充実し、金融に関する幅広い知識・能力の養成に今後とも積極的に努めること。

右決議する。

## 郵便貯金法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十五日

参議院議長 櫻内 義雄  
衆議院議長 櫻内 義雄

## 附帯決議

郵便貯金法の一部を改正する法律案

政府は、この法律の施行に当たり、國際社会の発展に一層貢献するため、次の各項の実現に努め

るべきである。

一 寄附に係る利子については、預金者の善意に応えるとともに民間海外援助事業の発展に資するため、非課税とするよう最大限努力すること。

## (目的)

一 預金者が寄附の委託を行つた貯金については、郵便貯金の総額制限の対象外とするなど、より多くの国民の参画が得られるよう適切な措置を講ずること。

一 寄附金の配分に当たっては、寄附金が預金者の貴重な善意に基づくものであることにかんがみ、預金者の意向が十分反映されるよう努めること。

## 右決議する。

郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十五日

参議院議長 櫻内 義雄  
衆議院議長 櫻内 義雄

## 附帯決議

郵便貯金法の一部を改正する法律案

政府は、この法律の施行に当たり、国際社会の発展に一層貢献するため、次の各項の実現に努め

る等のための援助の充実に資するため、郵便

貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施することを目的とする。

(利子の寄附委託)

第二条 郵便貯金法(昭和二十二年法律第百四十四号)第七条第一項第一号に規定する通常郵便

貯金の預金者は、この法律で定めるところにより、当該貯金から生ずる利子(既に生じている利子であつて元金に加えられていないものを含む。)の全部又は一部を、当該貯金の元金に加えることによって、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するための援助(天災その他非常の災害が生じた場合におけるその災害を受けた海外の地域の住民の緊急の需要を満たすための援助を含む。)に関する事業(以下「民間海外援助事業」という。)を行う旨利を目的としない法人その他の団体(以下「民間海外援助団体」という。)に寄附することを郵政大臣に委託することができる。

## 官報号外

2 前項の規定により寄附の委託を行った預金者は、いつでも、当該委託の取消しをすることができる。この場合において、第四条第一項の規定により既に控除された利子があるときは、預

金者は、当該利子につき同条第二項の規定による最初の決定がまだ行われていない場合に限り、当該利子の返還を請求することができる。(通帳の一冊交付)

第三条 前条第一項の寄附の委託を行おうとする預金者は、その選択により、郵便貯金法第十六条の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところにより、新たな通常郵便貯金の通帳(一冊に限る。)の交付を請求することができる。

### (寄附金の処理)

第四条 郵政大臣は、第二条第一項の委託があつた通常郵便貯金について、利子を元金に加えようとしてすることに、その利子から、同項の委託に係る部分を控除する。

2 郵政大臣は、前項の規定による控除を行つた日以後最初に到来する同項の規定による控除を行つた日までの期間(以下「配分期間」という。)ごとに、同項の規定により控除した利子を合計した金額(第二条第二項の規定により返還した利子を除く。)とその配分期間に係る次条及び第六条第二項の金額の合計額(以下「寄附金」という。)について、民間海外援助事業の実施に必要な費用に充てるため寄附金の配分を希望する民間海外援助団体を公募し、その申請を受けた上、第一条に規定するこの法律の目的に適合するよう、当該寄附金を配分すべき団体(以下「配分団体」という。)及び当該団体との配分すべき額を決定し、その内容を公示するものとする。

第五条 交付し又は交付すべきであった配分金の全部又は一部が、当該配分期間経過後に返還され又は交付できなくなつたときは、当該返還され又は交付できなくなつた配分金は、当該返還され又は交付できなくなつた日の属する配分期間の寄附金に充てるものとする。

第六条 郵政大臣は、配分金とならなかつた寄附金があるときは、これを当該配分期間の次の配分期間の寄附金に充てるものとする。

(寄附金の経理等)

第七条 郵政大臣は、寄附金を配分団体に交付するまでの間、これを資金運用部に預託することができる。

### (青木薪次君登壇、拍手)

○青木薪次君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、通信委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、郵便貯金法の一部を改正する法律案は、金融自由化に適切に対応した郵便貯金事業の健全な経営の確保に資するため、金融自由化対策資金をもって取得した債券を金融機関等に貸し付けることができるようになります。

次に、郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案は、民間の発意に基づく開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与する等のための援助の充実に資するため、郵便貯金の預金者がその利子の寄附を郵政大臣に委託する制度を実施することを目的とする。

### (省令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、寄附の委託及び寄附金の処理に關し必要な事項は、郵政省令で定める。

### 附 則

4 郵政大臣は、第二項の決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、関係行政機関の長と協議し、かつ、政令で定める審議会に諮問しなければならない。

5 郵政大臣は、配分団体に対し配分金の用途についての監査をするものとする。

6 郵政大臣は、配分団体が第二項の決定に係る事業の全部又は一部を行わないとき又は第三項に規定する配分団体が守らなければならぬ事項に違反したときは、交付した配分金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

7 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (簡易郵便局法の一部改正)

2 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百三十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)」の下に「郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律(平成二年法律第二号)」を加える。

臣に委託する制度を実施しようとするものであります。

委員会におきましては、二法律案を一括して審査し、債券貸し付けと金融自由化対策資金の運用

対象の多様化、金利自由化と郵便貯金金利のあり方、国際ボランティア貯金制度の創設の意義と役割、寄附金充当分の利子について非課税の早期実現、寄附金の配分のあり方等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、二法律案について日本共産党を代表して山中委員より反対の旨の意見が述べられました。

続いて、順次採決の結果、いずれも多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

商法等の一部を改正する法律案  
（いすれも内閣提出、衆議院送付）  
以上両案を一括して議題といたします。  
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長黒柳明君。

審査報告書

商法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成二年六月二十一日

法務委員長 黒柳 明  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国の株式会社及び有限会社の大多数を占める小規模かつ閉鎖的な会社にも

適合する法制度を整備するとともに、会社債権者の保護を図り、会社の資金調達方法を合理化する等のため、商法、有限会社法及び社債発行

限度暫定措置法の一部を改正しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

○議長（土屋義彦君） これより両案を一括して採決いたします。

○議長（土屋義彦君） 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。

附帯決議

現下の会社制度の実態にかんがみ、政府は、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 中規模以上の会社の計算について、会計専門家による適正な監査制度の法確立を図ること。  
め、早期に調査検討を行うこと。  
二 前項の監査制度及び会社計算書類の公開制度については、EC統合等諸外国における立法の動向に充分配慮し、速やかに、立法上の措置を講ずること。

第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

（商法の一部改正）  
第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ規定ハ清算人ニ」を「第六百六十五条第三項中「登記ニ」の下に「第六百六十五条第一項中「登記ニ」を「第六百六十六条第一項中「登記ニ」に改める。

第七十一条ノ二ノ規定ハ清算人ニ」を加える。

第七十一条ノ二ノ規定ハ清算人ニ」を「第六百六十五条第一項中「登記ニ」を「第六百六十六条第一項中「登記ニ」に改める。

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

（商法の一部改正）  
第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

（商法の一部改正）  
第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

（商法の一部改正）  
第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

（商法の一部改正）  
第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

（商法の一部改正）  
第一條 商法（明治三十二年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第七十条の次に次の二条を加える。

第七十一条 第六十七条ノ二ノ業務代行者ハ

板処分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外会社ノ常務ニ属セザル行為ヲ為スコトヲ得ズ但シ特ニ裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ

第一條 商法等の一部を改正する法律案  
(商法の一部改正)

第一百六十八条ノ四 資本ノ額ハ千万円ヲ下ルコトヲ得ズ

第百七十九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ払込ハ発起人ガ払込ヲ取扱フベキモノトシテ定メタル銀行又ハ信託会社ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス

第一百七十三条第一項中「並ニ第百七十九条及前条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ」を削り、同項の次に次の二項を加える。

前項ノ規定ハ第百六十八条第一項第五号及第六号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ総額ガ資本ノ五分ノ一ヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合ニ於テハ同項第五号及第六号ニ掲タル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ取引所ノ相場アル有価証券ナル場合ニ於テ定款ニ定メタル価格ガ其ノ相場ヲ超エザルトキ其ノ財産ニ係ル同項第五号又ハ第六号ニ掲タル事項ニ付亦同ジ

第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ガ不動産ナル場合ニ於テ同項第五号又ハ第六号ニ掲タル事項ガ相当ナルコトニ付弁護士ノ証明ヲ受ケタルトキ其ノ事項ニ付亦前項ニ同ジ此ノ場合ニ於テハ其ノ不動産ニ付不動産鑑定士ノ鑑定評価ヲ受クルコトヲ要ス

第百七十三条の次に次の二条を加える。  
第百七十三条ノ二 取締役及監査役ハ前条第三項前段ノ弁護士ノ証明書及左ノ事項ヲ調査スルコトヲ要ス  
一 前条第二項ニ定ムル場合ニ於ケル同項ノ財産ニ付定款ニ定メタル価格ガ相当ナルヤ否ヤ

二 会社ノ設立ニ際シテ發行スル株式ノ総數ノ引受アリタルヤ否ヤ

三 前号ノ株式ニ付払込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

取締役及監査役ハ前項ノ調査ニ依リ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ不当ナル事項アリト認ムルトキハ各発起人ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ要ス

第一百七十八条第一項中「払込ヲ」を「前条第一項ノ払込ヲ」に改める。

第一百八十条第三項中「第二百三十九条第三項第五項乃至第七項」を「第二百三十九条第二項第四項乃至第六項」に改める。

第一百八十二条第一項中「前項」を「第一項」に改め、「報告書」の下に「及前項ニ於テ準用スル第

第一百八十三条第三項前段ノ弁護士ノ証明書」を加え、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一百七十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百八十四条第一項中「左ノ事項」を「第百七十三条ノ二第一項各号ニ掲タル事項」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「第二百八十五条第一項中「第二百七十三条第三項及第四項」を「第二百七十三条ノ二第一項第五号ニ付」に改める。

第一百八十五条第一項中「第二百七十三条第三項及第四項」を「第二百八十五条第一項中「第二百七十三条ノ二第一項第五号ニ付」に改める。

第一百八十六条第一項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

社成立當時ノ取締役ハ」を加え、同条第二項中「第百七十九条又ハ第百七十七条ノ規定ニ依ル払込」を「払込又ハ現物出資ノ給付」に改め、「発起人」の下に「及会社成立當時ノ取締役」を加え、「払込ヲ」を「払込ヲ為シ又ハ給付未済財産ノ価額ノ支払ヲ」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及第二項」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。  
前項ノ規定ニ依ル払込又ハ支払ヲ為シタル発起人又ハ取締役ハ其ノ払込又ハ支払ノ時ヨリ六月内ニ限リ同項ノ株式ヲ引受ケタル者ニ対シ之ヲ自己ニ売渡スペキ旨ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ株式ノ引受価額ヲ以テ売買價格トス

第一百九十二条の次に次の二条を加える。  
第一百九十二条ノ二 第百六十八条第一項第五号又ハ第六号ノ財産ノ会社成立當時ニ於ケル実価ガ定款ニ定メタル価格ニ著シク不足スルトキハ発起人及会社成立當時ノ取締役ハ会社ニ対シ連帶シテ其ノ不足額ヲ支払フ義務ヲ負フル事項ニ付検査役ノ調査ヲ受ケタルトキハ其ノ財産ノ現物出資者及譲渡人ニ非ザル発起人及取締役ハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ財産ニ付同項ノ義務ヲ負フコトナシ

第一百九十六条ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一百九十五条中「監査役ガ」の下に「第百七十九条ノ二又ハ」を加える。

第一百八十五条第一項中「第二百八十五条第一項及び第二百七条第一項中「記名株式」を「株式」に改める。

第一百八十六条第一項中「買取又ハ第二百九十三条ノ二第一項若ハ第二百九十三条ノ二第一項ノ規定ニ依ル株式ノ発行」を「又ハ買取」に改める。

第一百八十七条第一項中「第二百八十五条第一項中「記名株式」を「株式」に改め、「若ハ第二百九十三条ノ二第一項ノ代金」を削り、同条第四項中「又ハ前項」を削り、「株券」の下に「及端株券」を加え、同条第三項を削る。

第一百九十五条中「監査役ガ」の下に「承認スベキコト又ハ之ヲ」を加え、同条第二項中「前項ノ請求アリタル」を「第一項ノ指定ノ請求

アリタル」に、「前項ノ請求ノ」を「其ノ請求ノ」に、「同項」を「第一項」に改め、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項に後段として次のよう加える。

前項ノ期間内ニ同項ノ通知ガ為サレザルトキ亦同ジ

第二百四条ノ二第一項の次に次の二項を加える。  
前項ノ承認ノ請求アリタル場合ニ於テ譲渡ヲ承認セザルトキハ会社ハ其ノ旨ヲ其ノ請求ノ日ヨリ二週間内ニ同項ノ株主ニ対シ書面ヲ以テ通知スルコトヲ要ス

第二百四条ノ三第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第三項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第二百四条ノ四第六項中「第二百四条ノ二第三項」を「第二百四条ノ二第四項」に改める。

第二百四条ノ五中「競売又ハ公売ニ因リ」を削り、「第二百四条ノ二第二項第三項」を「第二百四条ノ二第三項第四項」に改める。

第二百四条ノ二第二項第三項」を「第二百四条ノ二第三項」に改める。

第二百八十五条第一項及び第二百七条第一項中「記名株式」を「株式」に改める。

第二百八十五条第一項及び第二百七条第一項中「記名株式」を「株式」に改める。

第二百八十五条第一項中「買取又ハ第二百九十三条ノ二第一項若ハ第二百九十三条ノ二第一項ノ規定ニ依ル株式ノ発行」を「又ハ買取」に改める。

第二百八十五条第一項中「記名株式」を「株式」に改め、「若ハ第二百九十三条ノ二第一項ノ代金」を削り、同条第四項中「又ハ前項」を削り、「株券」の下に「及端株券」を加え、同条第三項を削る。

第二百八十五条第一項中「承認スベキコト又ハ之ヲ」を加え、同条第二項中「前項ノ請求アリタル」を「第一項ノ指定ノ請求

官報(外号)

百八条ノ三又ハ有限公司法第六十四条ノ二第一項に改める。

第二百十一条第二項中「第二百九十三条ノ三ノ四第一項第二項」を「第二百五十三条第一項第二項」に改める。

第二百十四条から第二百二十一條までを次のように改める。

第二百十四条 最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ発行済株式ノ総数ヲ以て除シタル額ガ五万円ニ満タザルトキハ会社ハ其ノ額ヲ五万円以上トスル為第三百四十三条ニ定ムル決議ヲ以テ株式ノ併合ヲ為スコトヲ得

得

会社ハ前項ノ決議ニ於テ併合ニ適スル株式ノ數ヲ記載シタル株券ハ会社ニ提出スルコトヲ要セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百十五条 株式ノ併合ヲ為サントスルトキハ会社ハ其ノ旨、一定ノ期間内ニ株券及端株券ヲ提出スル者ニ提出スペキ旨並ニ前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ其ノ内容ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間満了ノ時ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ  
前条第二項ノ規定ニ依ル定アルトキハ併合ニ適スル株式ノ數ノ記載アル株券ハ併合後ノ株式ノ數ヲ記載シタルモノト看做ス  
前項ノ規定ハ同項ノ株券ヲ所持スル者ガ之ヲ提出シテ新ナル株券ノ交付ヲ請求スルコトヲ妨げズ

第二百十六条 株式ノ併合アリタル場合ニ於テ

旧株券又ハ旧端株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ新株券又ハ新端株券ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負担トス

第二百十七条 株式ノ併合ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ之ヲ準用ス

第二百十七条 株式ノ併合ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズルトキハ其ノ部分ニ付新ニ發行シタル株式ヲ競売シ其ノ端数ニ応シテ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス但シ第二百三十条ノ二第一項ノ規定ニ依リ端株原簿ニ記載スベキ端株ノ部分ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ会社ハ前項ノ競売ニ代へ取引所ノ相場アル株式ハ其ノ相場ヲ以テ之ヲ売却シ取引所ノ相場ナキ株式ハ裁判所ノ許可ヲ得テ競売以外ノ方法ニ依リ之ヲ売却スルコトヲ得

第一項ノ場合ニ於テ株券又ハ端株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ定ムルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ場合ニ於テハ株式ノ分割ハ前条第一項ノ規定ニ於テ別段ノ定ヲ以シタルトキハ除クノ外前項ノ一定ノ日ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第一項ノ場合ニ於テ株式ノ分割ヲ為シタルトキハ会社ハ選舉ナク同項ノ株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ對シテ其ノ株主ノ受クル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ通知スルコトヲ要ス

前条第三項ノ規定ニ依ル定アルトキハ額面株式ノ株券及端株券ハ分割後ノ一株ノ金額ヲ記載シタルモノト看做ス

ノ場合ニ於テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第二百十八条 会社ハ取締役会ノ決議ニ依リ株式ノ分割ヲ為スルコト得

前項ノ場合ニ於テハ額面株式一株ノ金額ニ分

割後ノ発行済額面株式ノ総数ヲ乘ジタル額ハ資本ノ額ヲ超ユルコトヲ得ズ且最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ分割後ノ発行済株式ノ総数ヲ以て除シタル額ハ五万円ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ分割ニ因リ額面株式一株ノ金額ヲ変更スル場合ニ於テハ会社ハ第一項ノ決議ニ於テ株券及端株券ヲ会社ニ提出スルコトヲ要セザル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百十九条 株式ノ分割ニ因リ株券及端株券ヲ提出スルコトヲ要セザル場合ニ於テハ会社ハ株式ノ分割ヲ為ス旨及会社ノ定ムル一定ノ日ニ於テ株主名簿ニ記載アル株主ガ株式ノ分割ニ因リ株式ヲ受クル権利ヲ有スペキ旨ヲ其ノ日ノ二週間前、若シ其ノ日ガ第二百二十四条ノ三第一項ノ期間中ナルトキハ其ノ期間ノ初日ノ二週間前ニ公告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ株式ノ分割ハ前条第一項ノ決議ニ於テ別段ノ定ヲ以シタルトキハ除クノ外前項ノ一定ノ日ニ於テ其ノ効力ヲ生ズ

第一項ノ場合ニ於テ株式ノ分割ヲ為シタルトキハ会社ハ選舉ナク同項ノ株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ對シテ其ノ株主ノ受クル株式ノ額面無額面ノ別、種類及數ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ転換ニ因リテ

第二百二十二条ノ二第一項後段を削り、同項の次に次の二項を加える。

第三項ノ規定ハ株式ノ分割ニ因リ一株ニ満タザル端数ヲ生ズル場合ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条第二項に次のたゞし書を加え

る。

## 五 削除

第二百一十六条ノ二第一項中「其ノ記名株式ニ付」を削除。

第二百一十七条及び第二百一十八条を次のように改める。

第二百一十七条及第二百一十八条 削除

第二百三十一条ノ二第一項中「記名株式ニ付」を削り、「(以下端株ト称ス)」を「端株トシテ」に改める。

第二百三十一条ノ三第一項に次のただし書きを加える。

第二百一十七条规定第二百一十八条 削除

第二百三十一条ノ二第一項中「記名株式ニ付」を削り、「(以下端株ト称ス)」を「端株トシテ」に改める。

第二百三十一条ノ三第一項に次のただし書きを加える。

但シ第二百三十一条ノ八ノ二第一項ノ規定ニ依ル定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百三十一条ノ三第三項第一号中「第二百一十五条第一号乃至第四号」を「第二百一十五条第一号、第二号、第四号」に改め、同条第五項中「第二百九条第四項」を削る。

第二百三十一条ノ四第一号中「会社ノ合併又ハハ会社ノ合併」に改める。

第二百三十一条ノ七第三項を次のように改める。

第二百三十一条ノ八ノ二第一項中「記名株式ニ付」を削る。

第二百三十一条ノ九第一号中「会社ノ合併又ハハ会社ノ合併」に改める。

第二百三十一条ノ七第三項を次のように改める。

第二百三十一条ノ八ノ二第一項中「記名株式ニ付」を削る。

第二百三十一条ノ九第一号中「会社ノ合併又ハハ会社ノ合併」に改める。

第二百三十一条ノ八の次に次の一条を加える。

第二百三十一条ノ八ノ二 会社ハ定款ヲ以テ端株券ヲ発行セザル旨ヲ定ムコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル定アル場合ニ於テハ端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

取引所ノ相場アル株式ニ係ル端株ニ付前項ノ請求アリタルトキハ其ノ株式一株ノ請求ノ日

ノ最終ノ相場ニ相当スル額ニ其ノ端株ノ一株ニ付スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格ト

ス

第二百四条ノ四第一項及第二項ノ規定ハ取引所ノ相場ナキ株式ニ係ル端株ニ付第二項ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

前項ニ於テ準用スル第二百四条ノ四第一項ノ期間内ニ同項ノ決定ノ請求ナキトキハ最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額ヲ

発行済株式ノ総数ヲ以テ除シタル額ニ前項ノ端株ノ一株ニ付スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ

終結ノ時ヨリ請求権ヲ有スル旨ヲ定ムルコト

キニ其ノ配当ガ累積スルモノニ付其ノ株主ガ

其ノ決議アリタル定期総会ニ次ノ定期総会ニ優先的配当ヲ受クル旨ノ議案が提出セラレザ

ルトキハ其ノ総会ヨリ、其ノ議案が其ノ定期総会ニ於テ否決セラレタルトキハ其ノ総会ノ

終結ノ時ヨリ請求権ヲ有スル旨ヲ定ムルコト

ヲ妨げズ

第二百四十五条第二項中「及公告」を削る。

第二百四十六条に次の二項を加える。

第二百三十二条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同条第三項を削る。

第二百三十二条ノ二第二項中「及公告」を削る。

第二百三十七条第二項中「発セラレズ又ハ公告ガ為サレザル」を「発セラレザル」に改める。

第二百三十七条ノ二第二項中「第百八十二条

第一項」を「第百八十二条第三項」に改める。

第二百三十七条ノ二第二項中「第百八十二条第一項」を「第百八十二条第三項」に改める。

第二百三十七条ノ二第二項中「第百八十二条第一項」を「第百八十二条第三項」に改める。

第二百三十七条ノ二第二項中「第百八十二条第一項」を「第百八十二条第三項」に改める。

第二百三十七条ノ二第二項中「第百八十二条第一項」を「第百八十二条第三項」に改める。

項中「前項」を「第一項」に、「四分ノ一」を「三分ノ一」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項但書ノ規定ハ定款ヲ以テ同項ノ株式ニシテ優先的配当ヲ受ケザル旨ノ決議アリタルトキニ付スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格ト

ス

第二百八十条ノ五の次に次の二項を加える。

第二百八十一条ノ五ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役ノ定款ノ定アルトキハ前項ニ掲タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

会社ガ端株券ヲ發行シタル場合ニ於テ端株券ヲ所持スル者ニ對シ新株ノ引受權ヲ与フル旨

ノ定款ノ定アルトキハ前項ニ掲タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百八十一条ノ五の次に次の二項を加える。

株式ノ譲渡ニ付取締役ノ定款ノ定アルトキハ前項ニ付スル割合ヲ乗ジタル額ヲ以テ売買価格ト

ス

官 報 (号 外)

トギハ其ノ決議ニ賛成シタル取締役ハ会社ニ  
現物出資ノ目的タル財産ノ価格ヲ株主総会ノ  
決議ニ依リ定メタル場合ニ於テ其ノ財産ノ新  
株發行當時ニ於ケル実価ガ決議ニ依リ定メタ  
ル価格ニ著シク不足スルトキハ現物出資ニ関  
スル議案ヲ總会ニ提出シタル取締役ハ議案ニ  
掲ゲタル財產ノ価格ト実価トノ差額ヲ限度ト  
シテ会社ニ対シ連帶シテ其ノ不足額ヲ支払フ  
義務ヲ負フ

第二百六十六条第三項ノ規定ハ第一項ノ場合  
ニ、同条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合  
ニ之ヲ準用ス

第二百八十九条ノ二第一項第三号ニ掲タル事項  
ニ付検査役ノ調査ヲ受ケタルトキハ其ノ財產  
ノ現物出資者ニ非ザル取締役ハ前三項ノ規定  
ニ拘ラズ其ノ財產ニ付第一項及第二項ノ義務  
ヲ負フコトナシ

前条第二項ノ規定ハ第一項及第二項ノ場合ニ  
之ヲ準用ス

第二百八十六条中「第一百六十八条第一項第七  
号」の下に「及第八号」を加え、「及設立登記」を  
「同号但書ノ手数料及報酬トシテ支出シタル金  
額並ニ設立登記」に改める。

第二百八十九条中「金錢ニ依ル利益ノ配当額」  
を「利益ノ処分トシテ支出スル金額」に改める。

第二百八十九条第一項ただし書中「第二百九  
十三条ノ三第一項」を「第二百九十三条ノ三」に  
改める。

第二百九十三条ノ二第一項中「利益ノ配当ノ  
全部又ハ一部ヲ新ニ發行スル株式ヲ以テ為スコ  
トヲ得」を「配当ヲ為スコトヲ得ベキ利益ノ全部

又ハ一部ヲ資本ニ組入ルルコトヲ得」に改め、  
同条第二項から第八項までを削る。

役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ  
於テハ株主ハ転換社債ノ引受権ヲ有ス但シ株  
主以外ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換  
社債ノ額、転換ノ条件及転換ニ因リテ発行ス  
ベキ株式ノ内容ニ付第三百四十三条ニ定ムル  
決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第二百八十条ノ二第三項及第三百四十四条ノ  
二第四項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用  
ス  
第三百四十二条ノ七第一項中「第二百二十一  
条ノ二第二項」を「第二百二十二条ノ二第三項  
に改める。  
第三百四十二条ノ十一の次に次の一条を加エ

ノ期間内ニ提出セラレザル端株券ハ無効トナ  
ル旨ヲ公告スルコトヲ要ス。  
前条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合  
ニ之ヲ準用ス。

第一項ノ場合ニ於テ端株券ヲ提出セラレタル  
トキハ会社ハ第二百三十条ノ二第一項第一号  
及第二号ニ掲タル事項ヲ端株原簿ニ記載スル  
コトヲ要ス。

第一項ノ場合ニ於テ端株券ヲ提出スルコト能  
ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依  
リ利害關係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内  
ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ  
テハ第二百十六条第一項但書及第二項ノ規定  
ヲ準用ス。

第三百七十五条第二項中「及公告」を削る。  
第三百七十七条第一項中「第一百九十三条ノ三  
三百九十二条及第二百九十三条ノ三ノ四乃至第  
二百九十三条ノ六」を「第二百十四条第二項  
及第二百十五条乃至第二百十七条」に改め、同  
条第二項中「第二百九十三条ノ三ノ四第一項」を  
「第二百十五条第一項」に改める。  
第三百八十九条第一号中「第一百九十二条」を  
「第一百九十二条第一項第二項第四項、第一百九十二  
条ノ二」に、「又ハ第二百八十条ノ十三」を「第  
二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三ノ  
二」に改める。  
第四百七条中「無記名式ノ株券又ハ」を削る。  
第四百八条第二項及び第五項中「及公告」を削

又ハ一部ヲ資本ニ組入ルコトヲ得」に改め、同条第二項から第八項までを削る。

第二百九十三条ノ三第二項から第四項まで及び第二百九十三条ノ三ノ二から第二百九十三条ノ三ノ六までを削る。

第二百九十三条ノ四を次のように改める。

第二百九十三条ノ五 削除

第二百九十三条ノ五第三項第四号中「又ハ支払フモノト定メタル額」を「若ハ支払フモノト定メ又ハ資本ニ組入レタル額」に改め、同条第六項中「第二百四十二条第一項」を「第二百四十二条第一項」に改める。

第二百九十七条第一項中「資本及準備金ノ總額」を「最終ノ貸借対照表ニ依リ会社ニ現存スル純資産額」に改め、同条第二項を削る。

第三百一条第二項第十号を次のように改める。

十 削除

第三百一条第二項第十一号中「及第二項」を削る。

第三百二十条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

会社ガ無記名式ノ債券ヲ発行シタル場合ニ於テハ社債権者集会ヲ招集スルニハ会日ヨリ三週間前ニ社債権者集会ヲ開クベキ旨及会議ノ目的タル事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第三百三十九条第一項中「第二百三十九条第三項第四項」を「第二百三十九条第一項第三項」に改める。

第三百四十二条ノ二ノ五の次に次の一条を加える。

役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ転換社債ノ引受権ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ転換社債ノ額、転換ノ条件及ニ因リテ発行スルベキ株式ノ内容ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。第二百八十条ノ二第三項及第三百四十四条ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス。

第三百四十二条ノ七第一項中「第一百一十二条ノ第二項」を「二百二十二条ノ二第三項」に改める。

第三百四十二条ノ十一の次に次の一条を加えス。

第三百四十二条ノ十一ノ二 株式ノ譲渡ニ付取締役会ノ承認ヲ要スル旨ノ定款ノ定アル場合ニ於テハ株主ハ新株引受権付社債ノ引受権ヲ有ス但シ株主以外ノ者ニ対シ発行スルコトヲ得ベキ新株引受権付社債ノ額及新株ノ引受権ノ内容ニ付第三百四十三条ニ定ムル決議アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ。

第三百四十二条ノ二ノ六第一項ノ規定ハ前項但書ノ決議ニ之ヲ準用ス。

第三百四十二条第二項中「及公告」を削る。

第三百五十三条第三項中「第一百九十三条ノ二ノ五」を「第二百十六条」に改める。

第三百五十一条から第三百七十四条までを次のように改める。

第三百五十五条 会社ガ端株券ヲ発行シタル場合ニ於テ定款ヲ変更シテ端株券ヲ発行セザル旨ノ定ラ設クルトキハ会社ハ其ノ旨並ニ一定期間内ニ端株券ヲ会社ニ提出スベキ旨及其

ル旨ヲ公告スルコトヲ要ス  
前条第一項但書及第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第一項ノ場合ニ於テ端株券ヲ提出セラレタルトキハ会社ハ第二百三十条ノ二第一項第一号及第二号ニ掲グル事項ヲ端株原簿ニ記載スルコトヲ要ス  
第一項ノ場合ニ於テ端株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ会社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ対シ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ベキ旨ヲ公告シ其ノ期間経過後ニ於テ前項ノ記載ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十六条第一項但書及第二項ノ規定ヲ準用ス  
第三百五十二条乃至第三百七十四条 削除  
第三百七十五条第一項中「及公告」を削る。  
第三百七十七条第一項中「第二百九十三条ノ三ノ三第二項及第二百九十三条ノ三ノ四乃至第二百九十三条ノ三ノ六」を「第二百二十四条第一項及第二百十五条乃至第二百十七条」に改め、同条第二項中「第二百九十三条ノ三ノ四第一項」を「第二百十五条第一項」に改める。  
第三百八十九条第二号中「第二百九十二条」を「第二百九十二条第一項第二項第四項、第二百九十二条ノ二」に、「又ハ第二百八十条ノ十三」を「第二百八十条ノ十三又ハ第二百八十条ノ十三」に改める。  
第四百七条中「無記名式ノ株券又ハ」を削る。  
第四百八条第一項及び第五項中「及公告」を削る。

報 (号外)

中「第二百九十三条ノ三ノ六」を「第二百十七条」に改める。

第四百一十四条第二項中「転換社債ヲ」を「転換社債又ハ新株引受権付社債ヲ」に改め、「転換社債ノ登記」の下に「又ハ新株引受権付社債ノ登記」を加える。

第四百六十三条第三項中「第二百九十三条ノ三  
項若ハ第二百八十条第一項」に改める。

第四百九十二条ノ二中「第二百五十八条第三項若ハ第二百七十条第一項」を「第二百八十八条第三項ノ取締役ノ職務代行者若ハ第二百五十八条第二項」に改める。

「場合ニ」の下に、同法項ノ払込ヲ取扱フ銀行同条第一項の次に次の前項ノ払込ハ取締役トシテ定メタル銀行為スコトヲ要ス第十二条の次に次の選任ヲ裁判所ニ請求

ノ規定ニ拘ラズ其ノ財産ニ付同項ノ義務ヲ負  
フコトナシ  
第十六条第一項中「社員ノ」を削り、同条第二  
項を削る。

第二百五十九条乃至第二百七十二条に改め 同条  
第四項中「第二百九条第四項」を「第二百九条第

三項に改める。

第四百一十卷第一項中一百六十五條乃至

第一百七十一條至第一百六十五條乃至第一百六十九條、第二百七十一條、第二百七十二條

本丸第三十一番 第二番十三号

第四百四十二條第一項中「第一百一十九條第

**三項第四項** を「**第二百一十九條第一項第三項**」

に改める。

第四百五十三条第一号中「第一百九十二条」を

「第一百九十二条第一項第二項第四項、第一百九十二

「第一二百八十九条ノ十二」の下に

「第一二八十条ノ十三ノ二」を加える。

第四百八十三条中「第二百一十七条第一項」

を削る。

第四百八十六條第一項中「第一百五十八條第

二項 第二百七十條第一項、第二項、第三項

卷一百八十九第三項第一百五十八條第一

**現若ハ第一百八十條第一項**に改め  
**同條第二項**「**第四回**」を第一項、「**第五回**」を第二項とする。

第四百三十條第一項を第四百三十條に改める。

卷之二

第四百九十二条ノ二中「第二百五十八条第一項若ハ第二百五十九条第一項」を「第二百五十九条第一項若ハ第二百七十条第一項」に改め、第三項ノ取締役ノ職務代行者若ハ第二百五十九条第二項若ハ第二百七十二条第一項に改める。

第四百九十八条第一項中「又ハ株式会社ノ第二百五十八条第二項、第二百七十二条第一項若ハ第二百八十条」を「第二百八十八条第一項、第二百五十九条第三項、第二百五十八条第二項若ハ第二百八十条第一項」に改める。

第四百九十八条第一項中「又ハ株式会社ノ第二百五十八条第二項、第二百七十二条第一項、第二百五十九条第三項若ハ第二百八十条第一項」を「第二百五十九条第一項若ハ第二百八十条第一項」に改める。

第二百五十八条第二項、第二百七十二条第一項若ハ第二百八十条第一項ノ職務代行者若ハ第二百五十九条第一項若ハ第二百八十条第一項」を「合名会社ノ第六十七条ノ二ノ業務代行者若ハ第二百五十九条第一項若ハ第二百八十条第一項」に改め、同項第九号中「又ハ第三百四十二条ノ三」を「第三百四十二条ノ三又ハ第三百四十二条ノ十一」に改め、同項第二十号中「第二百三十九条第六項」を「第二百三十九条第五項」に改める。

(有限会社法の一部改正)

第二条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第四号に次のただし書を加える。

但シ定款ノ認証ノ手数料及出資ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

第九条中「十円」を「三百万円」に改める。

第十条中「千円」を「五万円」に改める。

第十二条第二項中「前項」を「第一項」に改め、

「場合ニ」の下に「同法第百八十九条ノ規定ハ前項ノ払込ヲ取扱フ銀行又ハ信託会社ニ」を加え同条第一項の次に次の一項を加える。  
前項ノ払込ハ取締役ガ払込ヲ取扱フベキモノトシテ定メタル銀行又ハ信託会社ニ於テ之ヲ為スコトヲ要ス  
第十二条ノ二 取締役ハ其ノ選任後遲滞ナク第七条ニ掲タル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス  
前項ノ規定ハ第七条第二号及第三号ノ財産ノ定款ニ定メタル価格ノ額並ガ資本ノ五分ノヲ超エズ且五百万円ヲ超エザル場合ニ於テハ同条第二号及第三号ニ掲タル事項ニ付テハ之ヲ適用セズ  
商法第百七十三条第二項後段及第三項乃至第六項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第十二条ノ三 商法第百七十三条ノ二第一項第一号第二号及第二項ノ規定ハ有限会社ニ之ヲ準用ス  
第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に、「マハ給付」を「若ハ給付」に改め、「日」の下に「又ハ前二条ノ手続終了ノ日」を加え、同条第三項中「有限会社ニ」の下に「同法第六十七条ノ二ノ規定ハ取締役及監査役ニ」を加える。  
第十四条中「及第三号」を「又ハ第三号」に、「社員」を「取締役及社員」に改め、同条に次の一項を加える。  
第七条第二号又ハ第三号ニ掲タル事項ニ付検査役ノ調査ヲ受ケタルトキハ其ノ財産ノ現物出資者及譲渡人ニ非ザル取締役及社員ハ前項

第十六条第一項中「社員」を削り、同条第二項を削る。

第十九条第三項中「譲渡ヲ」の下に「承認スベキコト又ハ之ヲ」を加え、同条第四項中「前項」を「第三項ノ指定」に、「第二百四条ノ二第二項後段第三項」を「第二百四条ノ二第三項後段第四項後段」に改め、同条第五項中「競売又ハ公売ニ因リ」を削り、同条第三項の次に次の一項を加える。

商法第二百四条ノ二第二項及第四項前段ノ規定ハ前項ノ承認ノ請求アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第三十二条中「及第二百六十九条乃至第二百七十二条」を「第二百六十九条及第二百七十二条」に改める。

第三十四条第一項中「第二百七十条」を削る。

第四十条に次の一項を加える。

商法第二百四十六条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十一条中「第二百三十九条第三項第四項」を「第二百三十九条第二項第三項」に改める。

第四十五条第三項中「第一百八十二条第一項」を「第一百八十二条第三項」に改める。

第五十二条ノ二の次に次の一条を加える。

第五十二条ノ三 現物出資ヲ為ス者アル場合ニ於テハ取締役ハ第四十九条第一号ニ掲グル事項ヲ調査セシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス但シ現物出資ヲ為ス者ニ對シテ与フル出資総口数ガ資本ノ十分ノ一ヲ超エズ且増加スル資本ノ五分ノ一ヲ超エザル

官 報 (号 外)

トキ又ハ現物出資ノ目的タル財産ノ価格ノ総額ガ五百万円ヲ超エザルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
商法第二百八十条ノ八第二項乃至第五項ノ規定ハ前項本文ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第五十三条中「又ハ現物出資」を「若ハ現物出資」に改め、「日」の下に「又ハ前条ノ手続終了ノ旨」を加える。

トヲ要ス  
商法第三百四十八条第一項及第二項ノ規定ハ  
第一項ノ決議ニ之ヲ準用ス  
第六十四条の次に次の二条を加える。  
第六十四条ノ二 前条第一項ノ決議ヲ為スベキ  
株主総会ニ先于會社ニ對シ書面ヲ以テ同項ノ  
組織更ニ反対ノ意思ヲ通知シ且總会ニ於テ

第六十一条ニ定ムル通知ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス  
第六十一条中「第六十四条及前条ノ組織変更  
於テ定メタル資本ノ総額ガ其ノ決議當時ノ資本  
ノ総額ヨリ少ナキ」に改める。  
第六十九条第一項第四号及び第五号を次のよ  
うに改める。

第八十五条第一項中「検査役又ハ支配人」を「又ハ検査役」に改め、同条第二項中「商法第二百五十八条第二項若ハ第二百七十七条第一項」を「商法第二百八十八条第三項ノ取締役ノ職務代行者、同法第二百五十八条第二項ニ」、「第四百三十二条第二項ニ於テ準用スル同法第二百五十八条第二項若ハ第二百七十七条第一項」を「第四百三十一条ニ於テ準用スル同法第二百二十三条第三項若ハ

第五十四条第一項中「及第二号」を「又ハ第二号」に改め、同条第二項中「第十六条第一項」を「第十六条」に、「前項」を「第一項及第二項」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。  
前項ノ場合ニ於テ第四十九条第一号又ハ第二号ニ掲グル事項ニ閏スル議案ヲ總会ニ提出シタル取締役ハ議案ニ掲ゲタル財産ノ価格ト実価トノ差額ヲ限度トシテ会社ニ対シ連帯シテ其ノ不足額ヲ支払フ義務ヲ負フ  
第三十条ノ二第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之調査ヲ受ケタルトキハ其ノ財産ノ現物出資者ヲ準用ス

之ニ反對シタル株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル  
ル株式ヲ決議ナカリセバ其ノ有スペカリシ公  
正ナル価格ヲ以テ買取ルベキ旨ヲ請求スルコ  
トヲ得商法第二百四十五条ノ三及第二百四十  
五条ノ四ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス  
第六十四条ノ三 株式会社ハ第六十四条第一項  
ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ決議ノ内容ヲ  
公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質権者ニ  
ハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス  
第六十五条第一項中「前条ノ」を「第六十四条  
ノ」に、「前条第一項」を「同条第一項」に改め、  
同項に次のただし書を加える。

第七十五条第二項中「第二百六十九条乃至第三百七十二条」を「第二百六十九条、第二百七十一条」に改める。

第七十七条第一項中「又ハ第三十二条若ハ第三十四条」を「第十三条第三項ニ於テ準用スル商法第六十七条ノ二若ハ第三十二条若ハ第三十四条第一項」に改め、「若ハ第二百七十条第一項」を削り、「若ハ支配人」を「又ハ支配人」に改め、同条第二項中「第七十五条第二項」を「第五十五条」に、「第二百五十八条第二項若ハ第二百五十九条」を「第二百五十九条」に改める。

（社債発行限度暫定措置法の一部改正）  
第三条　社債発行限度暫定措置法（昭和五十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。  
第一条中「転換社債」の下に「、新株引受権付社債」を加え、同条ただし書中「資本及び準備金の額又は及びのいずれか少ない額」を削る。

第五五十八条第二項及び第六十三条第一項中「第二百九十三条ノ三」ノ六第一項及第二項」を「第二百七十七条第一項及第二項」に改める。  
第六十四条第一項中「総株主ノ一致ニ依ル」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。  
前項ノ組織変更ニ關スル議案ノ要領ハ商法第

但シ第六十四条ノ二ノ規定ニ依リ会社ニ自己ノ株式ヲ売渡シタル株主ニ付テハ此ノ限りラズ在ラズ。

第六十七条第一項中「総社員ノ一致ニ依ル総会ノ」を「第四十八条ニ定ムル」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第五項中「第六十四条第三項」を「第六十四条第五項、第六十四条ノ一、第六十四条ノ三」に、「第二百九十三条第四項」を「第二百九十三条第三項」に改め、同条第三項を削り、同条第一項の次に次の一項を加える。

前項ノ組織変更ニ關スル議案ノ要領ハ第三十

第五十八条第一項に改める。  
第七十八条第一項中「者」の下に「又ハ検査役」を加え、同条第二項中「有限会社ノ取締役、監査役」の下に「若ハ第十三条第三項ニ於テ準用スル商法第六十七条ノニ」を加え、「第三十四条」を「第三十四条第一項」に改め、「若ハ第二百七十三条第一項」を削り、「二百五十八条第二項、第二百七十三条第一項若ハ第二百八十条」を「第二百八十八条第三項、第二百五十八条第二項若ハ第二百八十六条第一項」に、「第六十四条第二項又ハ第六十七条第二項」を「第六十四条第四項又ハ第六十七条第三項」に改める。

**(施行期日)**

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**(経過措置の原則)**

第二条 この法律による改正後の商法及び有限会社法の規定（罰則を除く。）は、特別の定めがある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前のこれらの法律によって生じた効力を妨げない。

(業務執行停止等の仮処分に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に社員の業務若しくは取締役、監査役若しくは清算人の業務の執行を停止し、又は社員の業務代行者若しくは取締役、監査役若しくは清算人の職務代行者を選任する仮処分の申請があった場合においては、その仮処分の事件及び仮処分に関する登記並びにその業務代行者又は職務代行者の権限に関する。

(設立に関する経過措置)

第四条 この法律の施行前に定款の認証を受けた場合においては、その定款に係る株式会社又は有限会社の設立に関する事項の規定は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(株式会社の資本の額の制限に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に存する株式会社又はこの法律の施行前に定款の認証を受けた場合においては、その定款に係る株式会社又は有限会社の設立に関する事項の規定は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 前項に規定する株式会社は、同項の期間内に限り、株主総会の決議によりその組織を変更して合名会社又は合資会社とすることができる。

3 法務大臣は、第一項の期間が満了したときは、登記された資本の額が千万円に満たない株式会社は次条第一項に規定する登記の申請をしないときは、同項の規定により解散したものとみなされることとなる旨を官報で公告しなければならない。この場合において、登記所は、その

株式会社に対し、その公告があつたことの通知を発しなければならない。

4 商法第百条、有限会社法第六十一条第一項及び第六十六条並びに改正後の有限会社法第六十一条第一項ただし書、第二項、第三項及び第五項、第六十四条ノ二並びに第六十四条ノ三の規定は、第二項の規定による組織変更について準用する。この場合において、有限会社法第六十一条中「有限会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」とあるのは、「合名会社ニ付テハ商法第六十四条第一項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第一百四十九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるものとする。

5 改正後の商法第二百十条第四号及び商法第二百十一条の規定は、前項において準用する改正後の有限会社法第六十四条ノ二の規定による株式の買取りについて準用する。

6 商業登記法(昭和三十八年法律第二百一十五号)第九十五条の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(組織変更の登記の申請書の添付書類等)

第七条 附則第五条第二項(前条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により合名会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないときは、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

8 商業登記法第七十七条及び第七十三条の規定による場合について準用する場合については同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 前項の規定による会社の継続は、同項の期間内に、その資本の額を千万円以上とせず、かつ、その組織を変更して有限会社、合名会社又は合資会社としなかつたときは、その効力を失う。

4 前条第二項、第四項及び第五項の規定は、第二項の規定により継続した会社が同項の期間内にその組織を変更して合名会社又は合資会社とする場合について準用する。

5 第二項の規定による継続の登記の申請と資本の額の変更の登記又は組織を変更した場合にすべき登記の申請とは、同時にしなければならない。

6 前条第二項の規定による場合については同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

3 商業登記法第七十七条及び第七十三条の規定は、前項に規定する場合について準用する。

(組織変更に係る罰則)

第八条 会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者又は株式会社の取締役若しくは商法第二百五十八条第二項、改正前の商法第二百七十二条第一項若しくは改正後の商法第六十七条ノ二の第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

1 附則第五条第四項(附則第六条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)

2 附則第五条第四項において準用する改正後の有限会社法第六十四条第二項又は第六十四条ノ三の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、

3 附則第五条第四項において準用する商法第三百条の規定に違反して組織変更をしたとき。

4 附則第五条第五項(附則第六条第四項において準用する場合を含む。)において準用する商法第四百条等の譲渡承認請求等に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にその譲渡につき取締役会の承認を要する株式又は有限会社の持分の譲渡の承認又は取得に係る買受人指定の請求が

1 附則第五条第一項に掲げる書面に限り、商法第三百四十三条に定める決議において、その会社は、資本の額を千万円以上とし、又は組織を変更して有限会社、合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の

2 商業登記法第六十七条第二号及び第九十三条第一項に掲げる書面に限り、附則第五条第二項の規定により合資会社に組織を変更した場合の合名会社に組織を変更した場合の合名会社についてする登記の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

3 附則第五条第四項において準用する商法第三百条の規定に違反して組織変更をしたとき。

4 附則第五条第五項(附則第六条第四項において準用する場合を含む。)において準用する商法第三百条等の譲渡承認請求等に関する経過措置)

官 報 (号) 外

あつた場合においては、その請求に関する場合は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(質権に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前に到来した最終の決算期以前の決算期に関する定時総会において改正

前の商法第二百九十三条ノ二第一項の規定によ

る株式をもつてする配当の決議があつた場合又

はこの法律の施行前に同法第一百九十三条ノ三

第二項若しくは第二百九十三条ノ三ノ二第一項

の規定による株式の発行の決議があつた場合に

おいては、その決議の前に株式について設定さ

れた質権に関しては、この法律の施行後も、な

お従前の例による。

(株式分割等に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に決議があつた株式

の分割又は準備金の全部若しくは一部を資本に

組み入れた場合若しくは額面株式の発行価額中

券面額を超えて資本に組み入れた部分がある場

合の株式の発行に関しては、この法律の施行後

も、なお従前の例による。

(無記名式の株券に関する経過措置)

第十二条 この法律の施行前に発行されている無記名式の株券に関しては、この法律の施行後

も、なお従前の例による。

(議決権のない株式に関する経過措置)

第十三条 定款をもつて議決権がないものとされ

る株式については、この法律の施行前に到来し

た最終の決算期以前の決算期に関する定時総会

に係る議決権に関しては、この法律の施行後

も、なお従前の例による。

(株主の新株引受権等に関する経過措置)

第十四条 この法律の施行前に株式の譲渡につき

取締役会の承認を要する会社において新株、転換社債又は新株引受権付社債の発行の決議が

あつた場合においては、その会社の株主に係る

引受権に関しては、この法律の施行後も、なお

従前の例による。

(新株発行の場合の現物出資に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前に新株の発行の決議

があつた場合においては、その新株に係る現物

出資に関しては、この法律の施行後も、なお従

前の例による。

(利益準備金の積立てに関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に到来した最終の決

算期以前の決算期に株式会社又は有限会社が利

益準備金として積み立てるべき金額に關して

は、この法律の施行後も、なお従前の例によ

る。

(利益の処分に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前に到来した最終の決

算期以前の決算期に係る株式会社の利益の処分

に関しては、この法律の施行後も、なお従前の

例による。

(有限会社の資本の総額の制限に関する経過措

置)

第十八条 この法律の施行の際現に存する有限会

社又はこの法律の施行後に成立する有限会社で、そ

の法律の施行後に存する有限会社で、その

資本の総額が三百万円に満たないものに係る資

本の総額に關しては、この法律の施行後五年間

は、なお従前の例による。

2 前項に規定する有限会社は、同項の期間内に

限り、社員総会の決議によりその組織を変更し

て合名会社又は合資会社とすることができる。

3 法務大臣は、第一項の期間が満了したとき

は、登記された資本の総額が三百万円に満たない有限会社は次条第一項に規定する登記の申請

をしないときは同項の規定により解散したものとみなされることとなる旨を官報で公告しなければならない。この場合においては、附則第五

条第三項後段の規定を準用する。

4 商法第一百条、有限会社法第六十一条第一項及び第六十六条並びに改正後の有限会社法第六十

四条第五項、第六十四条ノ一、第六十四条ノ三並びに第六十七条第一項及び第二項の規定は、

第二項の規定による組織変更について準用す

る。この場合において、有限会社法第六十六条

中「株式会社」とあるのは「有限会社」と、「有限

会社ニ付テハ第十三条第二項ニ定ムル登記」と

あるのは「合名会社ニ付テハ商法第六十四条第

一項ニ定ムル登記、合資会社ニ付テハ同法第四百九条第一項ニ定ムル登記」と読み替えるも

のとする。

5 改正後の商法第二百十条第四号及び商法第二

百十一条の規定は、前項において準用する改正

後の有限会社法第六十四条ノ二の規定による持

分の買取りについて準用する。

6 附則第七条第一項及び第三項の規定は第二項

の規定により合名会社に組織を変更した場合の

合名会社についてする登記の申請について、同

条第二項及び第三項の規定は第二項の規定によ

り合資会社に組織を変更した場合の合資会社に

ついてする登記の申請について準用する。この

場合において、同条第一項第二号中「及び第九

十三条第一項第五号に掲げる書面」とあるのは

「に掲げる書面」と、同条第二項中「前項各号に

掲げる書類」とあるのは「前項各号に掲げる書類（商業登記法第九十三条第一項第五号に掲げる書面を除く。）」と読み替えるものとする。

（有限会社が最低資本金に達しない場合の措置等）

第十九条 前条第三項に規定する有限会社が同項の公告の日から起算して二月を経過する日までに資本の総額を三百万円以上とする変更の登記又は合名会社若しくは合資会社に組織を変更した場合にすべき登記の申請をしないときは、その有限会社は、その日に解散したものとみなす。

3 前項の規定により解散したものとみなされた会社は、そのみなされた日から起算して三年内に限り、有限会社法第四十八条に定める決議により会社を継続することができる。この場合において、その会社は、資本の総額を三百万円以上とし、又は組織を変更して合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の総額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

2 前項の規定により解散したものとみなされた会社は、そのみなされた日から起算して三年内に限り、有限会社法第四十八条に定める決議により組織を変更して合名会社とすることができる。この場合において、その会社は、資本の総額を三百万円以上とし、又は組織を変更して合名会社若しくは合資会社とするまでの間は、当該資本の総額又は組織の変更の目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

3 附則第六条第三項及び第五項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「三百万円」とあるのは「三百万円」と、「有限会社、合名会社又は合資会社」とあるのは「合名会社又は合資会社」と読み替えるものとする。

4 前条第二項及び第四項から第六項までの規定は、第二項の規定により継続した会社が同項の期間内にその組織を変更して合名会社又は合資会社とする場合について準用する。

5 商業登記法第九十九条の二の規定は、第一項の規定による解散の登記について準用する。

(組織変更に係る罰則)  
第二十条 会社の業務を執行する社員若しくはその業務代行者又は有限会社の取締役若しくは改正前の有限会社法第三十二条において準用する

商法第二百五十八条第二項若しくは改正前の商法第二百七十九条第一項の職務代行者、改正後の有限会社法第十三条第三項において準用する商法第六十七条ノ二の取締役の職務代行者若しくは改正後の有限会社法第三十二条において準用する商法第二百五十八条第二項の職務代行者が次の各号の一に該当するときは、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 附則第十八条第四項(前条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において準用する有限会社法第六十六条の規定に違反して登記をすることを怠ったとき。

二 附則第十八条第四項において準用する改正後の有限会社法第六十四条ノ三又は第六十七条第二項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたとき。

三 附則第十八条第四項において準用する商法第一百条の規定に違反して組織変更をしたとき。

四 附則第十八条第五項(前条第四項において準用する場合を含む。)において準用する商法第二百十一条の規定に違反して持分の処分をすることを怠ったとき。

(出資一口の金額に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行の際現に存する有限会社又はこの法律の施行前に定款の認証を受け、この法律の施行後に成立する有限会社の出資一口の金額に関しては、なお従前の例によること。

(資本増加に関する経過措置)  
第二十二条 この法律の施行前に決議があつた資本の増加に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(組織変更に関する経過措置)  
第二十三条 この法律の施行前に決議があつた株式会社又は有限会社の組織変更に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(組織変更に関する経過措置)  
第二十四条 この法律の施行前に改正前の有限会社法第六十九条第一項第五号の規定により解散した有限会社は、この法律の施行後は、新たに社員を加入させることをしないで、会社を継続することができる。ただし、資本の総額が三百万円に満たない有限会社については、この限りでない。

(組織変更に関する経過措置)  
第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律附則の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十条を次のように改める。

第六十条 削除  
(商法等の一部を改正する法律の一部改正)  
第二十七条 商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「第二百九十三条ノ三ノ三第一項」を「第二百四条第一項」に改める。

附則第十八条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三第二項若しくは第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十一条中「第二百九十三条ノ三第二項後段(同法第二百九十三条ノ三ノ二第二項及び同法第二百九十三条ノ四第二項において準用する場合を含む。)」を「第二百十八条第二項」に改める。

附則第二十二条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十三条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十四条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十五条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十六条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十七条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十八条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第二十九条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十一条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十二条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十三条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十四条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十五条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十六条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十七条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十八条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第三十九条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

附則第四十条第一項第二号中「若しくは会社の合併又は改正後の商法第二百九十三条ノ三ノ二第一項の規定による株式の発行」を「又は会社の合併」に改め、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第二項中「又は第六号」を削る。

審査報告書

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成二年六月二十一日

法務委員長 黒柳 明

参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

本法律案は、商法等の一部を改正する法律の

施行に伴い、民法ほか三十五の関連する諸法律について規定の整備をするとともに所要の経過措置を定めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用  
本法施行のため、別に費用を要しない。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二年六月十一日

参議院議長 横内 義雄

衆議院議長 横内 義雄

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案





(日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律の一部改正)

第二十条 日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社及び有限会社の株式及び持分の譲渡の制限等に関する法律(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二百五十八条第二項若しくは第二百七十九条第一項」を「第二百五十八条第三項において準用する同法第六十七条ノ二若しくは第二百五十九条第二項の取締役」に改める。(信用金庫法の一部改正)

第二十一条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第十項中「商法」の下に「第二百六十条ノ十四」を「(同法第二百八十条ノ十四第一項)に改め、「これらの規定」を削り、「第二百四十一項第八号ただし書」、第二百七十九条第二項」を加え、「及び第二百八十九条(同法第二百八十条ノ十四)」を「(同法第二百八十条ノ十四第一項)に改め、「これらの規定」を削り、「第二百四十一項第八号ただし書」、第二百七十九条第二項」を加え、「(同法第二百八十条ノ十四第一項)に改め、「(の責任)」の下に「第二百四十一項ノ二(第二項後段)」を削り、「(第二百四十一項ノ二(第二項後段)の決定)」を加え、「(訴)」を「(訴え)」に改め、「(あらたに払込)」を「(新たに払込み)」に、「(引受け)」を「(受け)」に、「(さらに)」を「(更に)」に改め、同条第六項中「第二百五十四条第三項」を「第二百五十四条第四項」に改め、「(の定)」を「(定め)」に改め、同項を同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、商法第二百八十九条ノ五ノ二(株主の新株引受権)の規定は、適用しない。

第二百五十五条第二項中「均等」の下に「差止二百八十条ノ五ノ二」を加え、「差止」を「差止め」に改め、「引受担保責任」の下に「第二百八十一条ノ十三ノ二(取締役の不足額てん補責任)」を「(第二百四十一項ノ二(第二項後段)の決定)」を加え、「(訴)」を「(訴え)」に改め、「(あらたに払込)」を「(新たに払込み)」に、「(引受け)」を「(受け)」に、「(さらに)」を「(更に)」に改め、同条第六項中「第二百五十四条第三項」を「第二百五十四条第四項」に改め、「(の定)」を「(定め)」に改め、同項を同条第一項の次に次の二項を加える。

第二百五十六条第三項中「第二百五十四条第三項」を「第二百五十四条第四項」に改める。

第二十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。  
(長期信用銀行法の一部改正)

第二十四条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
(電源開発促進法の一部改正)

第二十五条 國際電信電話株式会社法(昭和二十一年法律第三百一号)の一部を次のように改正する。  
(國際電信電話株式会社法の一部改正)

三条ノ二第四項」を「第二百五十四条第一項」に改める。

第二百五十九条第三項中「第二百五十四条第三項」を「第二百五十四条第四項」に改める。

第二百六十二条第一項中「第二百五十四条第一項」を「第二百五十四条第二項」に改め、「(株式引受け)」を「(株式引受け)」に改め、「(払込み及び)」を「(払込み)」に改め、「(株式引受け)」を「(株式引受け)」に改め、「(処分)」の下に「(第百七十三条ノ二(設立手続の調査及び通告)」を加え、「(第百八十四条第二項)」を「(第百八十四条第一項)」に改め、「(の責任)」の下に「(足額てん補責任)」に改め、「(訴)」を「(訴え)」に改め、「(あらたに払込)」を「(新たに払込み)」に、「(引受け)」を「(受け)」に、「(さらに)」を「(更に)」に改め、同条第六項中「第二百五十四条第三項」を「第二百五十四条第四項」に改め、「(の定)」を「(定め)」に改め、同項を同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の場合においては、商法第二百八十九条ノ五ノ二(株主の新株引受権)の規定は、適用しない。

第二百六十二条第一項中「第二百五十四条第三項」を「第二百五十四条第四項」に改める。

第二十三条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第二百八十七号)の一部を次のように改正する。  
(長期信用銀行法の一部改正)

第二十四条 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。  
(電源開発促進法の一部改正)

第二十五条 國際電信電話株式会社法(昭和二十一年法律第三百一号)の一部を次のように改正する。  
(國際電信電話株式会社法の一部改正)

七条法律第三百一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記名式」としを削る。

第六条中「(えて)」を「(超えて)」に、「(但し)」資本及び準備金の総額又は「(を)」を「(ただし)」に改め、「(のいづれか少い額)」を削る。

第七条 國際電信電話株式会社法(昭和二十一年法律第三百一号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「添附しなければ」を「添付しなければ」に改め、同条第三号中「(第百六十八条ノ二)」の下に又は第二百二十二条ノ二(第二項後段)を加え、同条第四号中「(その附属書類)」を「(商法第二百七十三条第三項前段の弁護士の証明書並びに監査役又は清算人)」を「(監査役又は清算人)」に改め、「(若しくは取締役)」、「(又)」を「(次の)」に改め、同項第一項中「申立」を「申立て」に、「左の」を「(次の)」に改め、同項第一項中「申立」を「申立て」に、「又」を「(監査役又は清算人)」に改め、「(若しくは取締役)」に改める。



官 報 (号外)

(関西国際空港株式会社法の一部改正)

第三十六条 関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削る。

(日本電信電話株式会社法の一部改正) 第三十七条 日本電信電話株式会社法(昭和五十九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「記名式」としを削る。

第七条ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削る。

(東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。)

第七条第一項ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削る。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十八条 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法(昭和六十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削る。

(旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部改正)

第三十九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第三条ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削る。

(特定新規事業実施円滑化臨時措置法の一部改正)

第四十条 特定新規事業実施円滑化臨時措置法(平成元年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条中「商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条」を「社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)第一条ただし書」に改め、同条ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削り、「二倍」を「四倍」に改める。

(特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部改正)

第四十一条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法(平成二年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「商法(明治三十一年法律第四十八号)第二百九十七条」を「社債発行限度暫定措置法(昭和五十二年法律第四十九号)第一条ただし書」に改め、同条ただし書中「資本及び準備金の総額又は」及び「のいづれか少ない額」を削り、「二倍」を「四倍」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四十二条 この法律の施行前にした行為並びに商法等の一部を改正する法律附則第三条(第十一条において準用する場合を含む。)の規定及び第十二条の規定により從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附 則  
この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

〔黒柳明君登壇、拍手〕  
○黒柳明君 ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、商法等の一部を改正する法律案は、小規模かつ閉鎖的な会社にも適合する法制度を整備するとともに、会社債権者の保護を図り、会社の資金調達方法を合理化しようとするものであります。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、民法外三十五の関連する諸法律について規定の整備をしようとするものであります。

委員会におきましては、以上二案を一括議題として審査を進めましたが、その詳細は会議録にしておきますが、その詳細は会議録にしておきます。

よって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して橋本委員より両案に反対する旨の意見が述べられました。

なお、商法等の一部を改正する法律案に対し六項目にわたる附帯決議を全会一致をもつて付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(土屋義彦君) 両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

○議長(土屋義彦君) よって、両案は可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時二十四分散会

出席者は左のとおり。

議員	議長	副議長	土屋 義彦君
木庭健太郎君			
寺崎昭久君			
白浜一良君			
今泉隆雄君			
星野常松君			
猪木克安君			
野末陳平君			
猪木重二君			
猪木寛至君			
永田良雄君			
中野鉄造君			
下村泰君			
西川勝木君			
高橋哲男君			
刈田貞子君			
中川嘉美君			
勝木健司君			
高橋哲男君			
秀男君子君			
及川順郎君			
広中和歌子君			

議員	議長	副議長	土屋 義彦君
木庭健太郎君			
寺崎昭久君			
白浜一良君			
今泉隆雄君			
星野常松君			
猪木克安君			
野末陳平君			
猪木重二君			
猪木寛至君			
永田良雄君			
中野鉄造君			
下村泰君			
西川勝木君			
高橋哲男君			
刈田貞子君			
中川嘉美君			
勝木健司君			
高橋哲男君			
秀男君子君			
及川順郎君			
広中和歌子君			

議員	議長	副議長	土屋 義彦君
木庭健太郎君			
寺崎昭久君			
白浜一良君			
今泉隆雄君			
星野常松君			
猪木克安君			
野末陳平君			
猪木重二君			
猪木寛至君			
永田良雄君			
中野鉄造君			
下村泰君			
西川勝木君			
高橋哲男君			
刈田貞子君			
中川嘉美君			
勝木健司君			
高橋哲男君			
秀男君子君			
及川順郎君			
広中和歌子君			

井上	石渡	尾辻	倉田	久世	章平君
大浜	宮澤	向山	中曾根弘文君	清元君	
福山	方榮君	一人君	弘君	秀久君	
森山	大鷹	公堯君	真弓君	寛之君	
岡田	岡田	宏二君	淑子君	方堯君	
初村	初村満一郎君	正邦君	広君	堯君	
長谷川	林田悠紀夫君	正邦君	廣君	裕君	
三重野	三重野栄子君	信君	信君	弘君	
岩本	喜岡	久人君	久人君	敬君	
北村	山田	哲男君	哲男君	弘君	
細谷	谷畑	健二君	健二君	弘君	
及川	西岡瑞穂子君	幸君	幸君	弘君	
一井	会田	正君	正君	弘君	
上野	三石	利和君	利和君	弘君	
山本	庄司	哲男君	哲男君	弘君	
大森	西岡瑞穂子君	昭雄君	昭雄君	弘君	
鶴山	久江君	淳治君	淳治君	弘君	
対馬	中君	雄文君	雄文君	弘君	
孝且君	昭君	正和君	正和君	弘君	
久光君	昭君	一夫君	一夫君	弘君	
青木	赤桐	佐藤	佐藤	達郎君	
菅野	山口	渡辺	千葉	景子君	
大森	久保田	久保田	清水	壽君	
鶴山	眞苗君	眞苗君	谷本	澄子君	
対馬	薪次君	和美君	野別	隆俊君	
	操君		堂本	曉子君	
			日下部禎代子君	嶽君	
			三上	康雄君	
			肥田美代子君	悌子君	
			坂野	規順君	
			平井	富雄君	
			長田	卓志君	
			山東	昭子君	
			中村	太郎君	
			藤井	孝男君	
			竹山	裕君	
			上杉	弘君	
			合馬	敬君	
			石川	弘君	

建設委員	鶴岡 洋君	太田 淳夫君
予算委員	辞任 野別 隆俊君	補欠 喜岡 淳君
環境特別委員	辞任 宮田 輝君	補欠 合馬 敬君
選挙制度に関する特別委員会	田淵 熱二君	補欠 大渕 絹子君
理事 関口 恵造君（山岡賢次君の補欠）	名発議（参第五号）	大蔵 委員会に付託
同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託し	学校教育法の一部を改正する法律案（山本正和	君外一名発議）（参第六号）
育児休業手当特別会計法案（糸久八重子君外七	学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正す	る法律案（小林正君外一名発議）（参第七号）
名発議）（参第五号）	る法律案（小林正君外一名発議）（参第七号）	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保
学校教育法の一部を改正する法律案（山本正和	に関する法律の一部を改正する法律案（森暢子	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整
君外一名発議）（参第八号）	備に関する法律案（閣法第六四号）	備に関する法律案（閣法第六四号）
文教委員会に付託	委員会に付託した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教
同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を文教	同日議長は、次の議員提出案を予審審査のため衆	議院に付託した。
学校教育法の一部を改正する法律案（山本正和	議院に送付した。	議院に送付した。
君外一名発議）	の法律案（小林正君外一名発議）	の法律案（小林正君外一名発議）
学校教育法及び教育職員免許法の一部を改正す	る法律案（小林正君外一名発議）	る法律案（小林正君外一名発議）
る法律案（小林正君外一名発議）	る法律案（小林正君外一名発議）	る法律案（小林正君外一名発議）

官報 (号外)

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部を改正する法律案（森暢子君外一名発議）  
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案  
簡易郵便局法の一部を改正する法律案  
放送法及び電波法の一部を改正する法律案  
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案  
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
商品取引所法の一部を改正する法律案  
同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件  
同日委員長から次の報告書が提出された。  
水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆第八号）審査報告書  
同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。  
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案  
簡易郵便局法の一部を改正する法律案  
放送法及び電波法の一部を改正する法律案  
国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案  
船員の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案  
商品取引所法の一部を改正する法律案  
同日本国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。  
地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、関東運輸局埼玉陸運支局の自動車検査登録事務所の設置に關し承認を求めるの件

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があつたのでその政府委員としての資格を失つた旨の通知書を受領した。

官職名 氏名 異動後官職名 年月日 記  
異動前官職名 氏名 異動後官職名 年月日 記  
官房会計課長 特許庁特許技監 吉田 基介 (官房会計) 官房会計課長 平三・六・一九  
自治大臣 特許庁特許技監 吉田 基介 (官房会計) 官房会計課長 平三・六・一九

農林水産委員 辞任 堂本 晓子君 補欠 三上 隆雄君 星野 朋市君  
宇都宮徳馬君  
商工委員 辞任 合馬 敬君 補欠 宮田 輝君  
運輸委員 辞任 野別 隆俊君 補欠 喜岡 淳君  
通信委員 辞任 宮田 輝君 補欠 喜岡 淳君  
建設委員 辞任 太田 淳夫君 補欠 合馬 敬君  
内閣委員 辞任 喜岡 淳君 補欠 合馬 敬君  
環境特別委員 辞任 大渕 紗子君 補欠 田渕 繁二君  
地政委員 辞任 野村 五男君 補欠 吉岡 吉典君  
法務委員 辞任 野村 五男君 補欠 吉岡 吉典君  
外務委員 辞任 三上 隆雄君 補欠 宇都宮徳馬君  
鶴岡 洋君  
吉岡 吉典君  
立木 洋君

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律案  
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書  
大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）審査報告書  
都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案（閣法第五八号）審査報告書  
郵便貯金法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）審査報告書  
郵便貯金の利息の民間海外援助事業に対する寄附の委託に関する法律案（閣法第六〇号）審査報告書  
簡易郵便法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）審査報告書  
商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第四六号）審査報告書  
老人福祉法等の一部を改正する法律案（閣法第六二号）審査報告書  
優生保護法の一部を改正する法律案（衆第一六号）審査報告書  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
出入国管理及び難民認定法に関する質問主意書  
(北村哲男君提出)  
同日議員から次の質問主意書が提出された。  
出入国管理及び難民認定法に関する質問主意書  
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを承認することを議決した旨の通知書を受領した。

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。  
簡易生命保険法の一部を改正する法律案  
同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

官 報 (号 外)

平成二年六月二十一日 参議院会議録第十八号 議長の報告事項

千九百八十九年のジューント及びジューート製品に関する国際協定の締結について承認を求めるの件

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律の一部を改正する法律

明治二十五年三月三十日  
第三種郵便物記可

発行所 〒一〇五 東京都港区  
虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
電話 03(587)4302  
定価 一本一円  
(税込)